

2024 年報

《付録》

- ・2023年度高校生世界の架け橋養成事業
(交流協力チーム)
- ・「急変する国際環境下のロシア極東・シベリア」
(情報企画部)



公益社団法人
北海道国際交流・協力総合センター
HIECC/ハイエック

CONTENTS

2024 年報

■ HIECC (ハイエック) の歩み	1
■組織	2
■顧問・役員	3
【令和5年度事業概要】	
■理事会・通常総会の開催状況	4
■多文化共生地域づくりの推進	5
外国人が暮らしやすい地域づくり	
1 北海道外国人相談センターの運営 (道委託事業)	
2 ウクライナ避難民支援事業	
3 日本語教育推進事業	
4 多文化共生ネットワーク連携推進協 議会としての活動	
5 災害時における外国人支援事業	
6 北海道多文化共生アワード (表彰事業)	
■未来を担うグローバル人材の育成	10
世界とつながる人材の育成	
1 海外派遣事業	
2 高校生・世界の架け橋養成事業	
3 済州国際青少年フォーラム 2023	
4 外国人留学生受入促進事業	
5 外国人留学生定着促進事業	
■国際交流の推進	13
諸外国との各種交流の実施	
1 国際交流助成事業	
2 北海道外国訪問団受入事業 (南米ふるさと訪問団受入事業)	
3 移住者支援事業	
4 移住者子弟留学生・研修員受入事業	
5 他団体との連携による交流事業	
■国際協力の推進	16
1 開発途上国向けの JICA 研修事業 への参画	
2 海外からの研修員等の受入 (再掲)	

■国際相互理解の促進

1 国際理解講演会等の開催	
2 北方圏講座の開催	
3 北太平洋地域研究事業 (国際セミナー等の開催)	
4 年報発行	
5 「Hoppoken (北方圏)」誌の発行	
6 国際情報発信事業	
7 国際情報ネットワーク事業	

〔資料〕

■令和6年度 収支予算	21
令和6年度正味財産増減予算書	
■令和5年度 収支決算	23
令和5年度予算	
令和5年度正味財産増減計算書内訳表	
令和5年度貸借対照表	
■公益社団法人北海道国際交流	
協力総合センター定款	26
■北海道姉妹都市・友好提携自治体一覧	30
■道内外国公館／道内名誉領事館	33
■在日大使館	34
付録	35～50

シンボルマークについて

このシンボルマークはハイエックの前身である北方圏センター設立に合わせ公募し、約 50 点の中から選ばれました。それ以来、このマークは法人のシンボルとして親しまれ、現在に至っています。

重なり合った六角形が織りなす雪の結晶

それぞれの六角形は世界の北方圏諸地域を象徴し、その重なりは「交流」を表現しています。上部の六角形は上（北）に伸び交流の「広がりと発展」を、また形状が漢字の「北」、そして北海道の花「ハマナス」をイメージし、全体として「調和」を意味しています。



HIECC（ハイエック）の歩み

北方圏構想と北方圏センターの設立

昭和 46（1971）年、北海道開発の長期的な指針としてスタートした「第三期北海道総合開発計画」（～昭和 52 年）に「北方圏構想」が初めて盛り込まれました。北方圏構想の目的は、北海道と似た積雪寒冷の気候風土の中で、高い文化を培ってきた北米・カナダ・北欧諸国などとの交流を通じ、北海道の産業経済・生活・文化の向上を図り、北国の風土に根ざした北海道らしい地域づくりの推進を目指すものでした。この構想は第三期総合計画と同時に設立された「北方圏調査会」が母体となり推し進められ、昭和 47 年（1972年）1 月には社団法人としての認可を受け、更に昭和 51（1976）年 11 月には「北方圏情報センター」を併設しました。上記 2 団体を発展的に改組した結果、昭和 53（1978）年 4 月に「社団法人北方圏センター」を発足し、以来、北方圏交流を主軸としたシンクタンク機能・データバンク機能・エクスチェンジ機能を持った全国でもユニークな国際交流団体として、広く事業を展開してきました。特に、今や全国的に注目されるようになったカーリング競技については、北方圏センターが、道や市町村などと連携し、カナダ・アルバータ州など北方圏諸国との交流を積み重ねてきた成果と言えます。

また、昭和 53（1978）年 7 月には「財団法人北方圏交流基金」を設立し、主に民間の北方圏交流事業を支援してまいりました。

平成 23（2011）年 5 月の通常総会で、公益社団法人移行のための定款変更等が承認され、社団法人北方圏センターは、北海道知事からの認定を受け同年 8 月 1 日に公益社団法人に移行しました。同時に「社団法人 北方圏センター」を「公益社団法人 北海道国際交流・協力総合センター」（Hokkaido International Exchange and Cooperation Center）に改称し、「HIECC（ハイエック）」の略称で新たにスタートしました。

現在は、公益社団法人としての社会的責任を果たしつつ、世界各国との国際交流・協力活動を通じ、豊かで活力ある地域社会の実現を目指しながら、積極的に事業を展開しています。

国際交流・協力活動の拡大

1990 年代以降グローバル化が急速に進展し、国際社会の相互依存関係が一層強まるとともに、地域に対しての国際協力への期待が高まりました。北方圏センターは、北方圏地域との交流を継続しながらも、平成 7（1995）年 6 月に定款を一部変更し北方圏以外の地域に対しても活動範囲の拡大を図りました。それに伴い、平成 8（1996）年 4 月には、国際協力機構（JICA）が途上国の技術研修員を受け入れるために設置した「国際センター」（札幌・帯広）の管理運営業務を受託するとともに、北海道庁所管の技術研修員の受け入れも開始しました。平成 10（1998）年 3 月には自治省（現総務省）より都道府県・政令市に 1 団体のみ指定される地域国際化協会に認定され、北海道の国際交流・協力の総合的かつ中核的な役割を担うこととなりました。平成 10（1998）年 4 月に北海道青年婦人国際交流センター、平成 18（2006）年 7 月に（財）北海道海外協会、平成 22（2010）年 4 月に（社）北太平洋地域研究センター（NORPAC）をそれぞれ統合し、機能の拡充を図ってきました。また、国の外国人材受入れ拡大に伴い、在留手続き、雇用等の生活に関わる様々な事柄について、外国人が必要な情報収集や相談を行う「多文化共生総合ワンストップセンター」として、令和元年（2019）年 8 月に、道から受託し「北海道外国人相談センター」を開設しました。

国際活動の総合的な拠点として

平成 20（2008）年に設立 30 周年の節目を迎え、北方圏センターの今後の方針を検討する「あり方検討委員会」を設置し「あり方検討報告書～時代に即した活動をめざして」をまとめ、その中で北方圏センターを北海道における国際活動の総合的拠点と位置付けることとなりました。

平成 22（2010）年 5 月、通常総会において「北方圏交流基金」を「国際交流基金」に名称変更し、これまで北方圏に限定していた助成対象地域を全世界に広げました。また、学生等会員制度を新設し、会員の拡大を目指しました。

令和 5（2023）年には設立 45 周年を迎え、国際理解講演会を行い、会員を始め多くの道民を集め記念行事を開催しました。

北海道国際交流・協力総合センター年表（略）

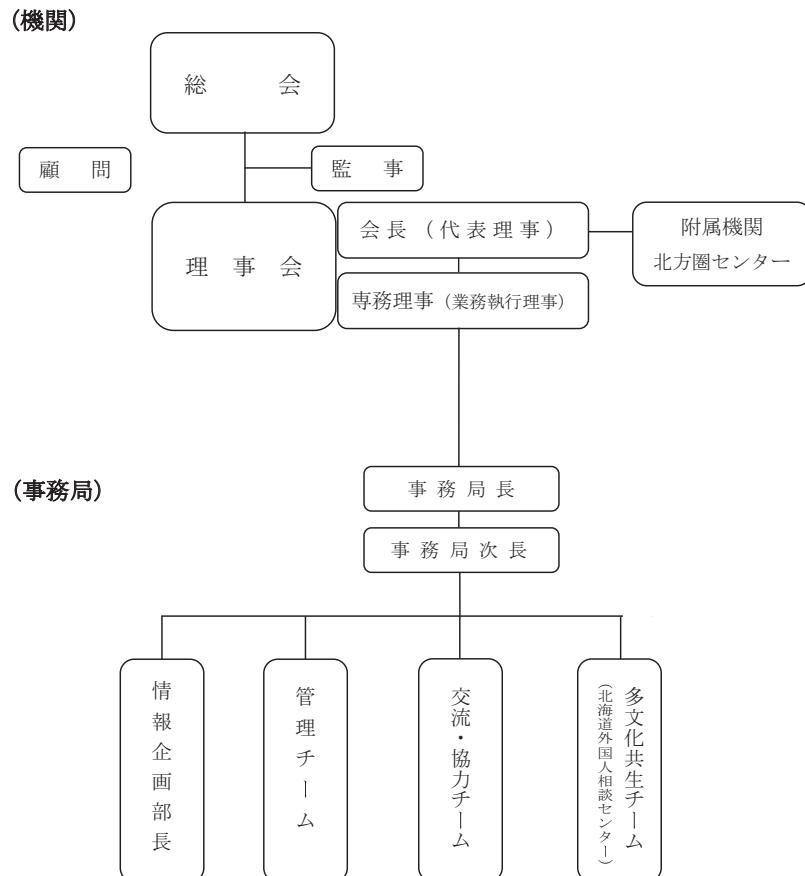
昭和46(1971)年 4 月	北方圏調査会設立	平成18(2006)年 7 月	財団法人北海道海外協会を統合
昭和47(1972)年 1 月	内閣総理大臣から社団法人許可	平成22(2010)年 4 月	社団法人北太平洋地域研究センターの事業を承継
昭和53(1978)年 4 月	社団法人北方圏センターに改組	平成23(2011)年 8 月	公益社団法人に移行し、名称を北海道国際交流・協力総合センターに改称
平成 8(1996)年 4 月	国際センターの管理運営を受託	令和元(2019)年 8 月	北海道外国人相談センター開設
平成10(1998)年 3 月	自治大臣が地域国際化協会として認定		
4 月	青年婦人国際交流センターを統合		
平成16(2004)年 7 月	財団法人北方圏交流基金を統合		

組 織

ハイエックは会員をもって構成される公益社団法人で、会員で構成される総会と、総会で選出された理事によって構成される理事会が置かれています。（会員数：2024（令和6）年3月31日現在522（法人・個人）。

会長（代表理事）、副会長、専務理事（業務執行理事）は、理事会で選任され、業務執行体制として組織を代表し業務執行を統括する会長と業務を分担執行する専務理事が置かれています。

業務を執行する事務局は、情報企画部長、管理チーム、交流・協力チーム、多文化共生チームとなっており、北海道外国人相談センターは、多文化共生チームに属しています。



■国際交流サロン

国際交流に利用可能なサロンを設置しているとともに、海外の来訪者からの記念贈呈品等を展示しています。



顧問・役員

(令和6年8月1日現在)

顧問

坂 場 武 彦	国土交通省北海道開発局長
鈴 木 直 道	北海道知事
富 原 亮	北海道議會議長
原 田 裕	北海道市長会会长
棚 野 孝 夫	北海道町村会会长

役員 (五十音順)

会長	辻 泰 弘	北海道国際交流・協力総合センター
副会長	笹 原 晶 博	北海道銀行代表取締役会長
〃	増 田 仁 志	北洋銀行取締役副頭取
副会長兼専務理事	長 谷 川 浩 幸	北海道国際交流・協力総合センター
理事	井 上 健	札幌テレビ放送（STV）代表取締役社長
〃	江 頭 進	小樽商科大学理事・副学長
〃	落 合 周 次	北海道パラグアイ協会会长
〃	勝 田 直 樹	北海道放送（HBC）代表取締役社長
〃	草 野 和 彦	毎日新聞北海道支社長
〃	桑 田 一 郎	テレビ北海道（TVH）代表取締役社長
〃	佐 藤 季 規	北海道商工会議所連合会常務理事
〃	柴 田 達 夫	北海道町村会常務理事
〃	下 沢 敏 也	北海道文化団体協議会会长
〃	高 橋 彩	北海道大学理事・副学長
〃	高 田 聰	北海道経済連合会専務理事
〃	鶴 井 亨	北海道文化放送（UHB）代表取締役社長
〃	出 井 浩 義	北海道市長会事務局長
〃	寺 内 達 郎	北海道テレビ放送（HTB）代表取締役社長
〃	中 村 智	北海道観光機構専務理事
〃	平 木 浩 昭	札幌国際プラザ副理事長
〃	道 下 智 義	北海道日伯協会会长
〃	宮 崎 博 美	北海道国際女性協会会长
〃	安 酸 敏 真	北海学園理事長
〃	横 山 隆	北海道スウェーデン協会理事長
監事	上 田 恵 一	上田恵一公認会計士事務所
〃	高 野 瑞 洋	北海道スポーツ協会専務理事

理事会・通常総会の開催状況

1. 令和5年度第1回理事会

日時 令和5年5月 書面開催

内容 令和4年度事業報告及び決算、令和5年度事業計画の一部変更及び予算の補正、公益法人の変更認定申請、通常総会の招集

2. 令和5年度通常総会

日時 令和5年6月26日（月）

場所 京王プラザホテル札幌

内容 令和4年度事業報告及び決算、令和5年度事業計画及び予算、理事の選任

3. 令和5年度第2回理事会

日時 令和5年6月26日（月）

場所 京王プラザホテル札幌

内容 副会長、専務理事の選定

4. 令和5年度第3回理事会

日時 令和6年3月27日（水）

場所 ホテル札幌ガーデンパレス

内容 令和6年度事業計画及び予算、令和5年度予算の補正に関する専決処分、顧問の委嘱

多文化共生地域づくりの推進

外国人が暮らしやすい地域づくり

1 北海道外国人相談センターの運営（道委託事業）

「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」の実現を目的とし、在留手続き、雇用などの生活に関する事柄について情報提供・相談を行う北海道における一元的な窓口「多文化共生総合ワンストップセンター」として、令和元年8月に開設。様々な行政情報などを随時多言語で発信するとともに、道内在住外国人からの様々な分野に関する相談に応じた。

- ・体制：常勤 4人～センター長、副センター長、主任相談員、相談員（英語）
シフト 22人～多言語相談員（中・韓・ベトナム・タガログ語他）
- ・対応言語：電話通訳システムを活用し、11カ国語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、ロシア語、ミャンマー語、ウクライナ語）
- ・開所時間：平日（午前）9:00～12:00（午後）13:00～17:00
- ・ホームページ：<http://hiecc.or.jp/soudan>
- ・対応SNS：Facebook, WeChat, Skype, LINE, KakaoTalk, WhatsApp, Viber, Zalo, Instagram他
- ・相談者数：1,911人
- ・相談件数：2,521件

主な相談者の国籍	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数
日本	日本	171	フィリピン	96	ウクライナ	39
中国	中国	220	タイ	17	アジア諸国	181
台湾	台湾	17	カンボジア	0	アフリカ諸国	53
韓国	韓国	26	ミャンマー	15	ヨーロッパ	201
ベトナム	ベトナム	208	モンゴル	3	北米（アメリカ、カナダ等）	249
ネパール	ネパール	13	ブラジル	6	南米（アルゼンチン）	14
スリランカ	スリランカ	18	ペルー	0	オセアニア	46
インドネシア	インドネシア	28	ロシア	10	不明	280
					合計	1,911

主な相談内容	分野	件数	分野	件数	分野	件数
入管手続（更新、切替等）	日本語学習	575	46	マイナンバー	15	
雇用・労働	防災・災害	271	1	ウクライナ関係	47	
社会保険・年金	住宅	186	103	コロナウイルス関係	15	
税金	身分関係（結婚／DV等）	190	69	手続一般	37	
医療	交通・運転免許	101	196	その他	445	
出産・子育て	通訳・翻訳	39	153	合計	2,521	
教育（学校・大学等）	福祉	29	3			

（1）移動相談会の開催

道内各振興局地域で移動相談会を全25回開催した。また、移動相談会に合わせ、外国人から関心の高い「日本語学習」や「在留資格」等に関するセミナーを開催した。

後志総合振興局	倶知安町	5月13日（土）～起業に関するセミナー
十勝総合振興局	帯広市	5月20日（土）
釧路総合振興局	釧路市	5月21日（日）～日本語学習に関するセミナー
渡島総合振興局	八雲町	6月10日（土）
	函館市	6月11日（日）～就職に関するセミナー

オホーツク総合振興局	北見市	7月8日（土）／紋別市	7月9日（日）
根室振興局	根室市	8月5日（土）	
	中標津町	8月6日（日）～就職に関するセミナー	
留萌振興局	留萌市	9月3日（日）	
日高振興局	浦河町	9月10日（日）～永住者申請に関するセミナー	
宗谷総合振興局	稚内市	10月1日（日）	
後志総合振興局	俱知安町	10月21日（土）～在留資格に関するセミナー	
胆振総合振興局	苫小牧市	11月11日（土）～日本語学習に関するセミナー	
	室蘭市	11月12日（日）	
石狩振興局	江別市	12月9日（土）～日本語学習に関するセミナー	
	石狩市	12月10日（日）～日本語学習に関するセミナー	
空知総合振興局	滝川市	12月16日（土）	
上川総合振興局	旭川市	1月13日（土）～日本語学習に関するセミナー	
	富良野市	1月14日（日）	
	東川町	1月26日（金）／占冠村	1月27日（土）
十勝総合振興局	帯広市	1月28日（日）～防災・年金に関するセミナー	
釧路総合振興局	釧路市	2月18日（日）	
後志総合振興局	俱知安町	3月2日（土）～仕事等に関するセミナー	



日本語学習に関するセミナーの様子（釧路市）



移動相談会の様子（函館市）

（2）休日相談会の実施 移動相談会のほか、休日相談会を全12回開催した。

4月23日（日）	8月20日（日）	12月17日（日）
5月28日（日）	9月30日（土）	1月21日（日）
6月25日（日）	10月29日（日）	2月17日（土）
7月23日（日）	11月26日（日）	3月17日（日）

（3）ウクライナ情勢を踏まえ、「北海道ウクライナ関連ワンストップサポート窓口」において、道内に避難しているウクライナ人の方々などからの相談対応を行った。

2 ウクライナ避難民支援事業

北海道に滞在しているウクライナ避難民に対し、日本財団の助成金を活用し生活サポートや日本語学習などの支援活動を実施した。

(1) 日本語支援

札幌市内周辺に住むウクライナ避難民に対し、生活するうえで孤立しないよう、日本語学習支援を、一般社団法人 北海道日本語センター等に委託し行った。

- ・対面式日本語学習 毎週1回（札幌、石狩）
- ・オンライン式日本語学習 毎週1回（札幌、稚内、千歳、八雲）

(2) 生活サポート等支援

- ・生活サポート支援
北海道で生活するうえで必要な助言や通訳、相談などの生活のサポートを行った。

- ・レクリエーション事業
北海道の特色のある地域に赴くなどし、避難生活のストレス軽減を目的としたさまざまなレクリエーションを行った。

(3) 生活費等支援事業

日本国際連合協会北海道本部よりウクライナ避難民支援募金を引き継ぎ、ウクライナから北海道に避難する避難民に生活費等の支援金を支給した。（1人）

3 日本語教育推進事業

道内在住の外国人の日本語学習を支援する人材を養成する講座を、（一社）北海道日本語センターの協力を得ながら道内各地で開催した。（北海道委託事業）

・雄武町（全3回）

- | | |
|----------------|-------------------|
| 8月20日（日）道の駅おうむ | 参加者 22人 |
| 27日（日）道の駅おうむ | 参加者 19人 |
| 9月3日（日）道の駅おうむ | 参加者 31人（うち外国人18人） |

・栗山町（全3回）

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 10月6日（金）くりふと | 参加者 35人 |
| 10月13日（金）栗山町役場会議室 | 参加者 39人 |
| 10月20日（金）栗山町役場会議室 | 参加者 52人（うち外国人12人） |

・増毛町（全2回）

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1月28日（日）増毛町文化センター | 参加者 13人 |
| 2月4日（日）増毛町文化センター | 参加者 17人（うち外国人5人） |

4 多文化共生ネットワーク連携推進協議会としての活動

道内国際交流団体間のネットワークの連携強化に取り組むとともに、協働して多文化共生の実現に資する事業を実施した。

構成団体（13団体）

（一財）北海道国際交流センター、室蘭工業大学国際交流センター、
（一社）滝川国際交流協会、旭川市国際交流委員会、釧路国際交流の会、
北見工業大学国際交流センター、十勝インターナショナル協会、
留学生フレンドシップ、（一社）ニセコプロモーションボード
恵庭国際交流プラザ、石狩国際交流協会、江別市国際交流推進協議会、
（一社）北海道多文化共生NET

(1) オンライン会議

ハイエックが今年度予定している多文化共生事業について説明し、実施に向けて各構成団体の協力を要請した。

- | | |
|-----|--------------------|
| 日 程 | 6月12日（月） |
| テマ | 多文化共生に係る地域連携事業について |

(2) 地域連携ネットワーク事業

各地域や交流団体間の連携を促進するため、多文化共生ネットワーク連携推進協議会構成団体と連携し多文化共生に関する事業を開催した。

① 在留外国人と地域住民との交流「たきかわまちあるき」／「スポーツ交流」

ア) 「たきかわまちあるき」

日 時 7月23日（日）たきかわ観光国際スクエア及び滝川市内

参加者 24人（外国人8人、日本人16人）

共 催 一般社団法人 滝川国際交流協会（滝川市）

イ) 「スポーツ交流」

日 時 9月10日（日）石狩川河川敷パークゴルフ場

参加者 26人（外国人11人、日本人15人）

共 催 一般社団法人 滝川国際交流協会（滝川市）

② 「在住外国人に対する日本体験事業」

日 時 8月6日（日）石狩八幡神社、ほか石狩市内

参加者 18人（外国人10人、日本人8人）

共 催 NPO法人 石狩国際交流協会（I.I.A）

③ 「在住外国人と行く夕日クルーズ体験学習・交流会」

日 時 9月10日（日）釧路川河口～釧路港

参加者 38人（外国人14人、日本人24人）

共 催 釧路国際交流の会

④ 「世界市民の集い」

日 時 10月15日（日）江別市野幌公民館

参加者 250人（外国人40人、日本人210人）

共 催 江別国際交流推進協議会

⑤ 「企業と在住外国人との意見交流会」

日 時 令和6年1月17日（水）北海道教育大学・函館校

参加者 21人（外国人16名、日本人5人）

共 催 一般財団法人 北海道国際交流センター

⑥ 「十勝外国人生活講座（防災・年金）」

日 時 令和6年1月28日（日）とかちプラザ

参加者 5名

共 催 十勝インターナショナル協会

⑦ 「外国人を採用し地域のチカラへ（講演会等）」

日 時 令和6年2月6日（火）室蘭市中小企業センター

参加者 48人（外国人9人、日本人39人）

共 催 いぶり外国人フレンドシップ

⑧ 「マジックを通じて外国人と交流しよう」

日 時 令和6年3月10日（日）白老町中央公民館

参加者 41人（外国人11人、日本人30人）

共 催 一般社団法人 北海道多文化共生N E T



たきかわまちあるきの様子（滝川市）



企業と外国人の意見交換会の様子（函館市）



パネルディスカッションの様子（室蘭市）

5 災害時における外国人支援事業

北海道において、今後、外国人材など日本語が不得手な外国人居住者の増加が見込まれることから、災害時における多言語支援の取組を強化し、外国人が安心・安全に暮らせる環境づくりを行った。

（1）北海道原子力防災総合訓練への在住外国人の参加

北海道が実施した「北海道原子力防災訓練」の一環で、蘭越町の在住外国人、同町を訪問している外国人観光客が避難所に避難するとともに、同町職員による被害状況の説明や避難所での受付対応を行うとともに、外国人相談センターとオンラインで連携し通訳を介した情報伝達、避難所からの相談対応等の訓練をそれぞれ行った（北海道委託事業）。

・在住外国人対応

日 時 10月25日（水）

場 所 蘭越町町民センター（避難所）、相談センター

参加者 外国人11人

・外国人観光客対応

日 時 2月14日（水）

場 所 蘭越町昆布活性化センター（避難所）、相談センター

参加者 外国人7人

（2）在住外国人向け防災教室

在住外国人が災害時の行動などについて知識を得るために防災教室を、宗谷総合振興局等と連携し開催した。

日 時 11月10日（金）

場 所 稚内市みどりスポーツパーク

参加者 外国人23人

（3）北海道防災総合訓練への在住外国人の参加等

日本海溝・千島海溝の地震を想定した防災総合訓練において、大樹町職員が避難所で在住外国人の受付対応を体験したり、在住外国人が災害のセミナーを受けたり、段ボールベッドの組立、非常食体験などをした。

日 時 12月19日（火）

場 所 大樹町歴舟コミュニティセンター（避難所）

参加者 外国人 37名

（4）災害時外国人対応力向上研修

災害時における外国人支援として、自治体職員向けに対応力向上を目的とした研修会を十勝総合振興局と共に開催した。

日 時 2月27日（火）

場 所 帯広市

内 容 講義：災害時における外国人支援

ワークショップ：避難所における外国人対応



段ボールベッドを組立てる外国人参加者（稚内市）



道防災総合訓練・避難所対応訓練の様子（大樹町）

6 北海道多文化共生アワード（表彰事業）

道内在住の外国人と道民がともに地域の発展や活性化に貢献できる社会を実現するため、人材育成、居住環境、防災、教育、地域づくりなどさまざまな分野において顕著な取組を行っている団体を表彰することとしたが、令和5年度は応募がなかった。

未来を担うグローバル人材の育成

世界とつながる人材の育成

1 海外派遣事業

道内企業のグローバル化を支援するため、経済交流をテーマとして道内企業等の職員をシンガポール及びベトナムに派遣し、経済事情や民族共生等に関するレクチャーのほか、海外パートナーシップや海外進出を行っている企業や大学など現地視察や関係者との意見交換を行った。

日 時 1月 14 日（日）～1月 21 日（日）

参加者 企業等職員 5名

研修会等 事前研修会 1回、報告書



シンガポールにて



ベトナムの人材教育現場の視察

2 高校生・世界の架け橋養成事業

道内高校生が、日本・北海道とアジアとの結びつきや多文化共生、海外勤務のキャリアについて知見を得る機会を創出し、将来的に様々な分野で活躍できる人材の育成に寄与すべく、「高校生・世界の架け橋養成事業」を実施した。

日 時 1月 10 日（水）～1月 19 日（金）

訪問国 マレーシア（クアラルンプール、ペナン、テメルロー）

参加者 高校生 8名（男子生徒1名、女子生徒7名）

研修会 事前研修3回（オンラインで実施）

報告会 3月 29 日（金）



マレーシア・サインズ大学で生分解プラスチック研究を学んだ



早朝礼拝体験に臨む高校生（架け橋）

3 済州国際青少年フォーラム 2023

北海道と友好提携地域である韓国・済州特別自治道が主催する国際的な視野を持つ未来のグローバルリーダーの育成と青少年のネットワークづくりを目的としたフォーラムへ参加した。

日 時 10月31日（火）～11月4日（土）

参加者 高校生4名（13カ国43地域約150人の参加）

研修会 事前研修1回

報告会 3月28日（木）



フォーラム参加者集合写真



参加者集合写真
(中央前左韓国米国大使キャサリン・スティーブン女史)

4 外国人留学生受入促進事業

（1）外国人留学生国際交流支援事業

北海道内の大学・大学院に在籍する外国人留学生の中から50名を「留学生サポーター」として選定し、母国的学生等に向けて北海道での留学生活に関する情報発信を行うことにより、本道への留学受入れを促進した（留学生サポーターには情報発信活動費として年額5万円を支給）。

・投稿件数 385件（ハイエックHPより閲覧可）

（2）留学プロモーション事業

外国人留学生の受入れを促進するため、海外の関係機関や大学・学生等に対し、道内大学のプロモーションを行った。

- ① プロモーションサイトの運営 (<http://study-hokkaido.com>)
- ② 留学ガイドブックの作成、配付
- ③ 留学プロモーション

ベトナムの2都市で開催された日本留学フェア（主催：日本学生支援機構）に参加し、学生等へのプロモーションを行うとともに、北海道の大学のPR資料を配付した。

11月25日（土） ホーチミン会場

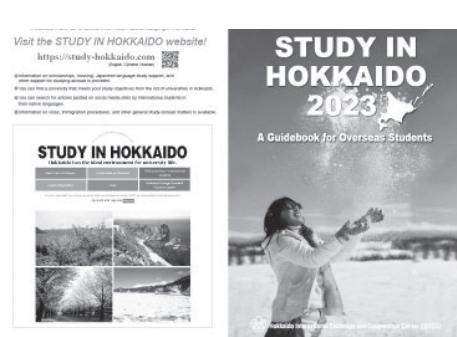
11月26日（日） ハノイ会場

- ④ 帰国留学生及び奨学生向けメールマガジンの発行

帰国した外国人留学生等に対し、北海道の今の様子や就職など各種情報を提供するメールマガジン「ハイエックニュースレター」を発行し、本道への理解促進を図った（年3回）。



留学プロモーション（ベトナム）



留学ガイドブック

5 外国人留学生定着促進事業

(1) 留学生地域交流の実施

外国人留学生の北海道に対する理解の促進を図り、地域の担い手として定着を促進するため、地域住民との交流や産業体験等を行った。

①「北海道留学生ふれあい交流 in 留萌」

日 時 7月 29日 (土) ~ 30日 (日)

場 所 留萌市

参加者 留学生 22名 (17カ国・地域)

②「北海道留学生ふれあい交流 in 積丹」

日 時 11月 18日 (土)

場 所 積丹町

参加者 留学生 10名 (7カ国・地域)

③「北海道留学生ふれあい交流 in 北見」

日 時 2月 9日 (金) ~ 10日 (土)

場 所 北見市

参加者 留学生 21名 (13カ国・地域)



留萌市の夏まつりに参加



北見市にてカーリング体験

(2) 留学生支援体制構築事業

外国人留学生の地域定着を図るため、自治体や大学と連携し、企業での職場体験や人事担当者等との意見交換を行った。

日 時 12月 8日 (金)

場 所 北広島市

連携先 北広島市、星槎道都大学

参加者 星槎道都大学の留学生 16名

訪問先 北広島市西部中学校、北広島団地地域サポートセンター、北広島クラッセホテル



介護福祉施設にて職場体験



市内ホテル人事担当者との意見交換

国際交流の推進

諸外国との各種交流の実施

1 国際交流助成事業

北海道の産業経済・生活文化の発展に寄与するため、道内国際交流団体等が実施する世界各地域との交流事業に助成した。

助成対象事業名	主催者	助成額(千円)
北海道イタリア彫刻作品保存修復にかかる技術交流事業	(特活) アルティピアツツアびばい	106
北海道・フィンランド交流 「アイノラのつどい Vol.24」&ワークショップ	日本シベリウス協会北海道支部	150
北海道+スウェーデンアート'23	同実行委員会	300
第15回日台友好合唱会	同実行委員会	100
ヨーロッパ空手セミナー	一般社団法人北海道極真武道会	150
計 5事業		806

2 北海道外国訪問団受入事業（南米ふるさと訪問団受入事業）

北海道出身移住者子弟からなるブラジルからの訪問団を受け入れ、父祖の地・北海道についての理解を深め、一層の友好親善に資するため、本道関係者との交流や文化施設の視察等を実施した。

受入期間 1月30日（火）～2月6日（火） 人数 6名



南米ふるさと訪問団お別れ会

3 移住者支援事業

北海道出身移住者などで組織する道人会等の活動を支援するため助成した（4団体）

（ ブラジル北海道文化福祉協会、在アルゼンチン北海道人会、
全パラグアイ北海道人会連合会、北海道海外移住家族会
※サハリン道人会は諸事情により休止 ）

4 移住者子弟留学生・研修員受入事業

南米圏の北海道出身移住者の子弟を留学生および技術研修員として受け入れ、研究や技術研修を行った。

- ① 留学生受入 1名（アルゼンチン）

留学先 北海道大学院メディア・コミュニケーション研究院

- ② 研修員受入 1名（アルゼンチン）

研修先 宮島学園北海道調理師専門学校



イベントで茶碗蒸しをつくる北大條研修員



北大研究室のデスクの玉栄さん

5 他団体との連携による交流事業

- （1）カルチャーナイト

新型コロナウイルス感染症の影響により参加を見送った。

- （2）全国中国語スピーチコンテスト北海道大会

日 時 10月8日（土） かでる2・7、北3条広場

共 催／北海道日中友好協会

- （3）インターナショナルナイト

世界各国の留学生がそれぞれの国の歴史や文化、自然や社会、教育事情等について日本の高校生を対象にプレゼンテーションを行い、相互理解を促進する場として開催した。

日 時 12月10日（日） かでる2・7、京王プラザホテル

参加者 日本人 217人、外国人 26カ国 46人

共 催／北海道青少年科学文化財団

- （4）国際交流「DAY」事業

北海道と姉妹・友好提携地域とのより一層の交流拡大を図るため、北海道と共に各提携記念日等にそれぞれの地域の文化紹介イベントを開催した。

・米国・ハワイ州 R5.5.10～5.15 札幌三越

・韓国・4地域（釜山広域市、慶尚南道、ソウル特別市、済州特別自治道）

R5.8.1 札幌パークホテル

・カナダ・アルバータ州 R6.1.15～1.16 道庁1階特設展示場

・米国・マサチューセッツ州 R6.1.15～1.16 道庁1階特設展示場

・中国・黒竜江省 R6.3.7～3.8 道庁1階特設展示場

・タイ・チェンマイ県 R6.3.16 札幌ドーム

(5) 国際交流定例講演会

北海道国際女性協会と共に定例講演会を開催した。

- ・第1回 「世界と北海道環境・エネルギー課題をどう対応できますか?」

日 時 5月26日(金) 参加者 24人

- ・第2回 「アメリカの紹介とアメリカ人から見た日本」

日 時 9月27日(水) 参加者 34人

- ・第3回 「日本語スピーチ発表会」

日 時 10月11日(水) 参加者 39人

- ・第4回 「日本文化を紹介する会」

日 時 11月26日(日) 参加者 40人

- ・第5回 「国際交流から共生社会に向けて」

日 時 1月22日(月) 参加者 28人

(6) 第7回国際ユースフォーラム(IFY) 札幌

北海道日米協会と共に国際ユースフォーラムを開催した。

日 時 11月19日(日) 京王プラザホテル 参加者 高校生 60人



フィンランドの留学生によるプレゼンテーション



インターナショナルナイトでの文化交流の様子

国際協力の推進

1 開発途上国向けのJICA研修事業への参画

JICA 北海道国際センター（札幌）が実施する研修事業の一部を受託し、研修実施機関とのカリキュラムの調整や研修のコーディネートを行った。新型コロナ感染症が第5類に移行したことから、全研修対面形式で実施した。

期 間	研修コース名	人数
6月5日～7月29日	課題別（上水道施設技術総合（B））	3
8月15日～9月13日	課題別 中南米地域 道の駅による道路沿線地域開発	8
9月19日～10月27日	課題別（道路維持管理（E））	6
10月13日～10月20日	PROCEED 西ナイル難民受入・影響地域開発計画策定・実施能力強化研修（北海道内研修）※株式会社片平エンジニアリング・インターナショナルからの再委託	14
4月1日～3月31日	草の根「ネパール国ポカラ市給配水管理業務の体系化を目指した技術協力事業」 ・第1回札幌研修（受入） ネパール水道公社総裁等7名 8月21日～8月31日 ・現地研修現地事前調査・調整（派遣） HIECC 職員1名 11月27日～12月8日 ・第1回現地研修（派遣） 札幌市水道局職員等15名 1月29日～2月12日	—



(道路維持管理（E）) 芝山トンネル（千葉県）のNATM工法の説明を受ける研修員

2 海外からの研修員等の受入（再掲）

南米圏の北海道出身移住者の子弟を留学生及び技術研修員として受け入れ、研究や技術研修を行った。

- ① 留学生受入 1名（アルゼンチン）
留学先 北海道大学院メディア・コミュニケーション研究院
- ② 研修員受入 1名（アルゼンチン）
研修先 宮島学園北海道調理師専門学校

国際相互理解の促進

1 国際理解講演会の開催

ハイエックの設立45周年を記念し、会員をはじめ道民の国際理解を深めるため、講演会を開催した。

日 時 10月18日（水）

場 所 札幌プリンスホテル国際館パミール

テーマ 『グローバル化とは何なのか - その本質と針路～世界とつながる北海道として、真剣に考えておくべきこと～』

講 師 (一財)日本総合研究所会長

寺島 実郎 氏

参加者 250名

後 援 北海道、札幌市、（公財）札幌国際プラザ、北海道新聞社、毎日新聞社北海道支社、朝日新聞社、読売新聞社



2 北方圏講座の開催

北方圏諸国の産業経済や生活文化等に関する蓄積を学び、地域づくりに関する情報交換を図るため、関係機関と連携しセミナーを開催した。

① 第1回 北海道立女性プラザの「女性プラザ祭2023」と連携して開催

日 時 11月9日（木）

場 所 かでる2・7・4階大会議室

テーマ 「幸福度6年連続1位のフィンランドは本当に幸せな国なのか」

講 師 駐日フィンランド共和国大使館広報部プロジェクトコーディネーター

堀内 都喜子 氏

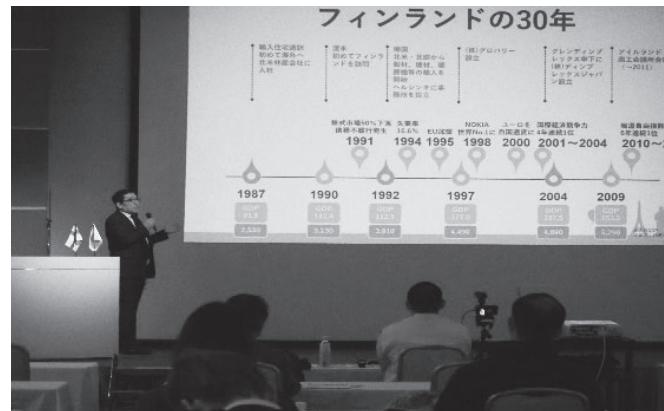
参加者 80名

共 催 北海道立女性プラザ

後 援 在日フィンランド共和国大使館



- ② 第2回 「フィンランド共和国独立記念日講演会」と連携して開催
 日 時 11月23日（木・祝）
 場 所 札幌ガーデンパレス 2階 孔雀の間
 テーマ 「ビジネスマンが見た『世界一幸せな国』フィンランドの30年」
 講 師 在札幌フィンランド共和国名譽領事館名譽領事 笠間 聖司 氏
 参加者 60名
 共 催 北海道フィンランド協会
 後 援 在札幌フィンランド共和国名譽領事館



在札幌フィンランド共和国名譽領事館名譽領事 笠間 聖司 氏

- ③ 第3回 「北海道フィンランド協会セミナー」と連携して開催
 日 時 1月24日（水）
 場 所 かでる 2・7 10階 1060号室
 テーマ 「フィンランドにおける有事への備え - 国民保護の体制とシェルター事情-」
 講 師 駐日フィンランド共和国大使館
 武官補佐 マキ ロヒルオマ・トゥーツカ 氏
 参加者 45名
 共 催 北海道フィンランド協会
 後 援 在札幌フィンランド共和国名譽領事館



駐日フィンランド共和国大使館武官補佐
 マキ ロヒルオマ・トゥーツカ 氏

- ④ 第4回 「北海道スウェーデン協会新春講演会」と連携して開催
 日 時 2月1日（木）
 場 所 アスティ 45 13階 開発工営社会議室
 テーマ 「スウェーデンのコロナ対策から学ぶ～国民の信頼をもとに」
 講 師 天使大学兼任講師・スウェーデン研究者 渡辺 まどか 氏
 参加者 30名
 共 催 北海道スウェーデン協会

- ⑤ 第5回 「カナダ・セミナー」と連携して開催
 日 時 2月15日(木)
 場 所 かでる2・7 8階 820号室
 テーマ 「カナダのインド太平洋戦略とCPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)について
 講 師 駐日カナダ大使館公使 ルイ・ピエール・エモン氏、
 ノ 一等書記官 ペンテラ・ピヤコ氏
 参加者 55名
 共 催 カナダ政府札幌通商事務所
 後 援 駐日カナダ大使館



駐日カナダ大使館公使ルイ・ピエール・エモン氏

3 北太平洋地域研究事業（国際セミナー等の開催）

道内経済団体や交流関係団体、大学等と連携し、北東アジア等の政治経済・外交関係などをテーマとしてシンポジウムを開催した。

第12回 北海道で考える北東アジア国際情勢シンポジウム

日 時 3月13日(水)

形 式 オンライン

テ マ 「～ロシア・ウクライナ戦争の東アジアへの影響を考える～」

講 師

報 告 者 防衛省防衛研究所 研究幹事 兵頭 慎治 氏

報 告 者 広島市立大学広島平和研究所 専任講師 加藤美保子 氏

参 加 者 100名

後 援 北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター、NPO 法人ロシア極東研

4 年報発行

事業報告や特集記事などを掲載した。

9月に発行し、会員や関係団体、市町村等へ配付した。

5 国際情報ネットワーク事業

インターネットを活用して国際交流等の情報を集約・蓄積し、広く発信した。Facebookを活用しハイエックや関連団体等の事業をオンラインで告知・報告した。

URL: <https://www.hiecc.or.jp/index.html>



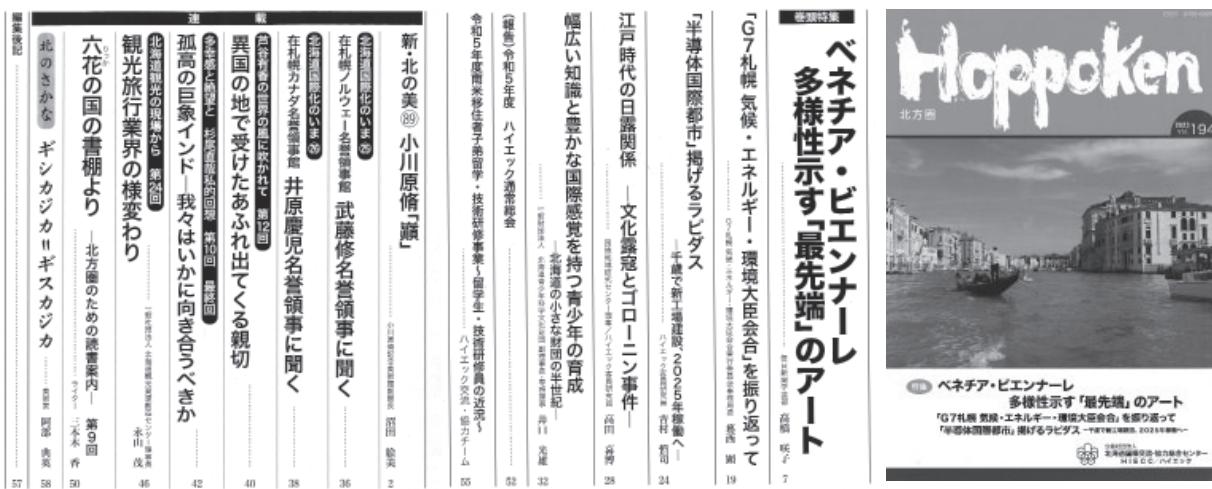
6 「Hoppoken(北方圏)」 誌の発行

会員をはじめとした道民に、国際理解の促進に資する情報や、国際交流等の取組に関する情報提供を目的に、年2回、各1,200部発行した。

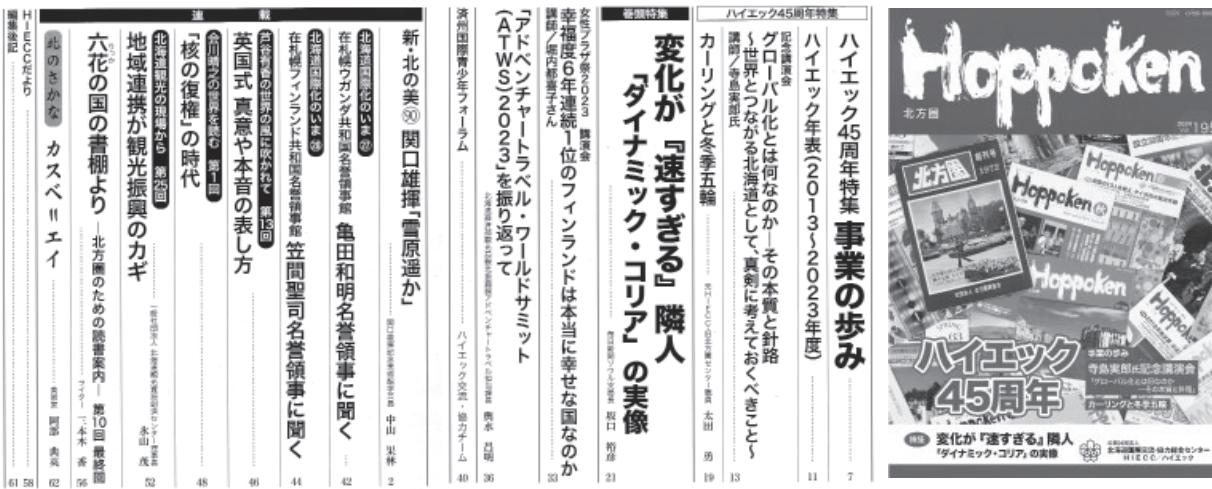
- ① 194号 9月発行
特 集 - ベネチア・ビエンナーレ 多様性を示す「最先端のアート」
その他 - 「G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合」を振り返って
- 「幅広い知識と豊かな国際感覚を持つ青少年の育成 - 北海道の小さな財団の半世紀 -」

② 195号 3月発行
特 集 - 「ハイエック設立45周年特集号」
記念講演「グローバル化とは何なのか その本質と針路」
(一財)日本総合研究所会長 寺島実郎 氏
その他 - 「変化が『速すぎる隣人』 ダイナミック・コリアの実像」

○ Hoppoken194 号 2023 年 9 月発行



○ Hoppoken195 号 2024 年 3 月発行



7 国際情報発信事業

道内の多文化共生や国際交流・協力に関する取組などをホームページで紹介した。

資料

令和6年度 収支予算

令和6年度正味財産増減予算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	5,500,000	5,500,000	11,000,000
受取会費	5,500,000	5,500,000	11,000,000
受取補助金等	92,491,000	0	92,491,000
受取北海道補助金	88,811,000	0	88,811,000
民間助成金	3,680,000	0	3,680,000
受取負担金	1,750,000	0	1,750,000
受取負担金	1,750,000	0	1,750,000
寄附金収益	3,520,000	0	3,520,000
受取寄附金振替額	3,520,000	0	3,520,000
事業収益	78,734,000	0	78,734,000
北方図誌収益	150,000	0	150,000
外国人相談センター運営事業収益	20,000,000	0	20,000,000
日本語教育推進事業収益	5,846,000	0	5,846,000
地域共生推進事業収益	4,416,000	0	4,416,000
外国人原子力防災訓練事業収益	700,000	0	700,000
研修事業収益	47,622,000	0	47,622,000
特定資産運用収益	5,189,000	1,000	5,190,000
特定資産運用収益	5,189,000	1,000	5,190,000
雑収益	10,000	10,000	20,000
雑収益	10,000	10,000	20,000
経常収益計	187,194,000	5,511,000	192,705,000
(2) 経常費用			
事業費	198,498,000	0	198,498,000
役員報酬	5,250,000	0	5,250,000
給料手当	68,132,000	0	68,132,000
福利厚生費	14,618,000	0	14,618,000
臨時雇用費	7,294,000	0	7,294,000
旅費交通費	37,000,000	0	37,000,000
通信運搬費	1,706,000	0	1,706,000
減価償却費	7,000	0	7,000
備品費	356,000	0	356,000
消耗品費	2,033,000	0	2,033,000
修繕費	20,000	0	20,000
印刷製本費	1,737,000	0	1,737,000
燃料費	177,000	0	177,000
食糧費	1,576,000	0	1,576,000
使用料	11,990,000	0	11,990,000
手数料	3,965,000	0	3,965,000
保険料	685,000	0	685,000
広告宣伝費	83,000	0	83,000
委託費	18,889,000	0	18,889,000
諸謝金	7,359,000	0	7,359,000
交際費	630,000	0	630,000
負担金	6,958,000	0	6,958,000
助成金	1,150,000	0	1,150,000
公課費	3,683,000	0	3,683,000
顕彰金	200,000	0	200,000
支援金	3,000,000	0	3,000,000

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
管理費	0	11,163,000	11,163,000
役員報酬	0	1,750,000	1,750,000
給料手当	0	2,720,000	2,720,000
退職給付費用	0	1,694,000	1,694,000
福利厚生費	0	1,007,000	1,007,000
会議費	0	45,000	45,000
旅費交通費	0	130,000	130,000
通信運搬費	0	191,000	191,000
備品費	0	100,000	100,000
減価償却費	0	2,000	2,000
消耗品費	0	100,000	100,000
印刷製本費	0	265,000	265,000
食糧費	0	30,000	30,000
使用料	0	1,394,000	1,394,000
手数料	0	266,000	266,000
保険料	0	13,000	13,000
広告宣伝費	0	82,000	82,000
委託費	0	480,000	480,000
諸謝金	0	760,000	760,000
交際費	0	21,000	21,000
負担金	0	86,000	86,000
公課費	0	27,000	27,000
経常費用計	198,498,000	11,163,000	209,661,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 11,304,000	△ 5,652,000	△ 16,956,000
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 11,304,000	△ 5,652,000	△ 16,956,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 11,304,000	△ 5,652,000	△ 16,956,000
一般正味財産期首残高			512,372,000
一般正味財産期末残高			495,416,000
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替	△ 3,520,000		△ 3,520,000
当期指定正味財産増減額	△ 3,520,000		△ 3,520,000
指定正味財産期首残高	5,368,863		5,368,863
指定正味財産期末残高	1,848,863		1,848,863
III 正味財産期末残高			497,264,863

(注)

- 1 公益目的事業会計・福利厚生費のうち専務理事福利厚生費は825,000円、使用料のうち行政財産使用料は2,436,000円。
 2 法人会計・福利厚生費のうち専務理事福利厚生費は275,000円、使用料のうち行政財産使用料は813,000円。

令和5年度 収支決算

令和5年度正味財産増減計算書内訳表

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	5,550,445	5,550,445	11,100,890
受取会費	5,550,445	5,550,445	11,100,890
受取補助金等	88,033,177	0	88,033,177
受取北海道補助金	82,033,177	0	82,033,177
受取民間助成金	6,000,000	0	6,000,000
事業収益	62,399,322	3,074,562	65,473,884
北方圏誌収益	121,552	0	121,552
外国人相談センター運営事業収益	24,405,000	0	24,405,000
日本語教育推進事業収益	5,686,423	0	5,686,423
外国人原子力防災訓練事業収益	1,257,782	0	1,257,782
研修事業収益	30,928,565	3,074,562	34,003,127
受取負担金	1,860,000	168,000	2,028,000
受取負担金	1,860,000	168,000	2,028,000
受取寄付金	301,650	0	301,650
受取寄付金	301,650	0	301,650
特定資産運用収益	5,368,449	233	5,368,682
特定資産運用収益	5,368,449	233	5,368,682
雑収益	35,910	10,283	46,193
雑収益	35,910	10,283	46,193
経常収益計	163,548,953	8,803,523	172,352,476
(2) 経常費用			
事業費	165,197,970		165,197,970
役員報酬	3,915,065		3,915,065
給料手当	53,842,292		53,842,292
賞与引当金繰入	2,871,035		2,871,035
福利厚生費	12,610,169		12,610,169
臨時雇用費	8,976,233		8,976,233
旅費交通費	21,712,876		21,712,876
通信運搬費	1,109,866		1,109,866
減価償却費	6,291		6,291
備品費	99,000		99,000
消耗品費	2,404,071		2,404,071
印刷製本費	2,330,294		2,330,294
燃料費	95,048		95,048
食糧費	1,548,228		1,548,228
使用料	10,045,161		10,045,161
手数料	3,469,371		3,469,371
保険料	376,025		376,025
広告宣伝費	39,600		39,600
委託費	21,174,045		21,174,045
諸謝金	9,056,047		9,056,047
交際費	188,597		188,597
負担金	5,081,816		5,081,816
助成金	806,840		806,840
公課費	3,140,000		3,140,000
支援金	300,000		300,000

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
管理費		8,803,523	8,803,523
役員報酬		1,305,020	1,305,020
給料手当		805,488	805,488
退職給付費用		519,290	519,290
福利厚生費		560,550	560,550
会議費		9,350	9,350
旅費交通費		125,255	125,255
通信運搬費		214,886	214,886
減価償却費		2,097	2,097
備品費		203,060	203,060
消耗品費		394,559	394,559
印刷製本費		620,116	620,116
燃料費		1,009	1,009
食糧費		424,338	424,338
使用料		1,388,199	1,388,199
手数料		494,108	494,108
保険料		17,223	17,223
広告宣伝費		40,000	40,000
委託費		543,840	543,840
諸謝金		1,001,408	1,001,408
交際費		13,482	13,482
負担金		87,375	87,375
公課費		32,870	32,870
経常費用計	165,197,970	8,803,523	174,001,493
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,649,017	0	△ 1,649,017
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,649,017	0	△ 1,649,017
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
投資有価証券償還益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,649,017	0	△ 1,649,017
一般正味財産期首残高			541,353,031
一般正味財産期末残高			539,704,014
II 指定正味財産増減の部			
受取寄付金	5,670,513	0	5,670,513
一般正味財産への振替額	△ 301,650	0	△ 301,650
当期指定正味財産増減額	5,368,863	0	5,368,863
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	5,368,863	0	5,368,863
III 正味財産期末残高			545,072,877

令和5年度貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	29,793	64,933	△ 35,140
預金	6,771,407	7,218,800	△ 447,393
未収金	18,779,930	4,681,097	14,098,833
仮払金	115,340	119,530	△ 4,190
貯蔵品	134,289	151,581	△ 17,292
流動資産合計	25,830,759	12,235,941	13,594,818
2. 固定資産			
① 特定資産			
国際交流事業資産	506,879,368	506,776,678	102,690
設立45周年記念事業資産	0	1,800,000	△ 1,800,000
南米移住105周年記念事業資産	2,000,000	2,000,000	0
退職給付引当資産	12,375,356	11,856,066	519,290
指定寄付金資産	5,368,863	0	5,368,863
特定資産合計	526,623,587	522,432,744	4,190,843
② その他固定資産			
事業調整資金	4,813,212	4,813,212	0
運営調整資金	15,942,386	24,942,386	△ 9,000,000
什器備品	25,123	33,511	△ 8,388
電話加入権	518,845	518,845	0
その他固定資産合計	21,299,566	30,307,954	△ 9,008,388
固定資産合計	547,923,153	552,740,698	△ 4,817,545
資産合計	573,753,912	564,976,639	8,777,273
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	12,692,480	8,948,854	3,743,626
預り金	742,164	127,078	615,086
賞与引当金	2,871,035	2,691,610	179,425
流動負債合計	16,305,679	11,767,542	4,538,137
2. 固定負債			
退職給付引当金	12,375,356	11,856,066	519,290
固定負債合計	12,375,356	11,856,066	519,290
負債合計	28,681,035	23,623,608	5,057,427
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	5,368,863	0	5,368,863
指定正味財産合計	5,368,863	0	5,368,863
2. 一般正味財産	539,704,014	541,353,031	△ 1,649,017
正味財産合計	545,072,877	541,353,031	3,719,846
負債及び正味財産合計	573,753,912	564,976,639	8,777,273

公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター定款

第1章 総 則

(名 称) 第1条 この法人は、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター（略称「ハイエック（HIECC）」）と称する。

(事 務 所) 第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市中央区北3条西7丁目に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的) 第3条 この法人は、北海道における国際活動の総合的、かつ、中核的な拠点として、世界各国との国際交流や国際協力活動などを通じて北海道の国際化の推進を図ることにより、豊かで活力ある地域社会を実現し、もって、北海道の発展に寄与することを目的とする。

(事 業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流の推進
- (2) 国際相互理解の推進
- (3) 国際協力の推進
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員) 第5条 この法人は、この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

(1) 個人会員

- ① 一般会員 次の②、③及び④以外の個人
- ② 学生等会員
- ③ 主婦（夫）等会員
- ④ シニア会員

(2) 法人等会員

- 2 前項に定める会員の要件並びに会員の入会及び退会に関し、必要な事項は、総会において定める入会及び退会規程（以下、「入会・退会規程」という。）で定める。
- 3 第1項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得) 第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会・退会規程に定めるところにより会長に入会の申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担) 第7条 この法人の活動に必要な経費に充てるため、会員は、次の年会費を納めなければならない。

(1) 個人会員

- | | | | |
|------------|-----|---------|-------|
| ① 一般会員 | 1 口 | 5,000 円 | 1 口以上 |
| ② 学生等会員 | 1 口 | 1,000 円 | 1 口以上 |
| ③ 主婦（夫）等会員 | 1 口 | 2,000 円 | 1 口以上 |
| ④ シニア会員 | 1 口 | 2,000 円 | 1 口以上 |

(2) 法人等会員

1 口 10,000 円 1 口以上

第8条 会員は、会長に入会・退会規程で定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名) 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由のあるとき。

(会員資格の喪失) 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

- (構 成) 第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。
2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。
- (権 限) 第12条 総会は、次の事項について決議する。
(1) 会員の除名
(2) 理事及び監事の選任又は解任
(3) 理事及び監事の報酬等の額
(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(5) 定款の変更
(6) 解散及び残余財産の処分
(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開 催) 第13条 総会は、通常総会として毎年度事業終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- (招 集) 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- (議 長) 第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、出席した理事の中から総会において選出された者がこれに当たる。
- (議 決 権) 第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。
- (決 議) 第17条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
(1) 会員の除名
(2) 監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) その他法令で定められた事項
- (議 事 錄) 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2 前項の議事録には、議長のほか、出席した会員又は理事のうちから総会において選出された議事録署名人2名以上が議事録に記名押印する。

第5章 役 員

- (役員の設置) 第19条 この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事 15名以上25名以内
(2) 監事 2名以内
2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事とする。
3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。
- (役員の選任) 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- (理事の職務 及び権限) 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めることにより、この法人の業務を分担執行する。
3 副会長は、会長を補佐する。
4 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- (監事の職務 及び権限) 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (役員の任期) 第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。
3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。
- (役員の解任) 第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

- (役員の報酬等) 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事に対しては、総会において別に定める額の範囲内で、総会において定める役員報酬等規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。
 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理 事 会

- (構 成) 第26条 この法人に理事会を置く。
 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- (権 限) 第27条 理事会は、次の職務を行う。
 (1) この法人の業務執行の決定
 (2) 理事の職務の執行の監督
 (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (開催及び招集) 第28条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
- (議 長) 第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、出席した理事の中から理事会において選出された者がこれに当たる。
- (決 議) 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- (議 事 錄) 第31条 理事会の議決については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧 問

- (顧 問) 第32条 この法人に、任意の機関として、顧問 10名以内を置くことができる。
 2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
 3 顧問の任期には、第23条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事及び監事」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。
 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第8章 附 屬 機 関

- (附 屬 機 関) 第33条 北海道における国際交流活動の原点となった北方圏構想の精神と成果を将来にわたり引継いでいくため、附属機関として北方圏センターを置く。
 2 北方圏センターに、センター長を置く。
 3 センター長は会長の兼務とし、専務理事がセンター長の職務を補佐する。
 4 センターの組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第9章 資産及び会計

- (国際交流 事業資産) 第34条 この法人に、第4条に規定する公益事業を行うために、国際交流事業資産を置く。
 2 前項の資産は、これを処分することができない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の承認を経て、取崩し、公益事業の費用に充てることができる。
- (資産の管理) 第35条 前条に定めるものほか、この法人の資産の管理について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
- (事業年度) 第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (事業計画及び 収支予算) 第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (事業報告 及び決算) 第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 (1) 事業報告
 (2) 事業報告の附属明細書
 (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第10章 定款の変更及び解散

- (定款の変更) 第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。
- (解散) 第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
- (公益認定の取消等に伴う贈与) 第41条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- (残余財産の帰属) 第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

- (設置等) 第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第12章 補 則

- (委任) 第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。
- (公告の方法) 第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることのできない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は札幌市厚別区もみじ台西7丁目6番5号南山英雄、業務執行理事は高橋了とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款施行のときに変更前の社団法人北方圏センター定款第6条第2号に規定する特別会員であった者は、第5条第3項の規定にかかわらず、法人法上の社員とする。

附 則

定款第19条の変更は、総会の決議があった日（令和3年6月28日）から施行する。

北海道姉妹都市・友好提携自治体一覧

(令和6年4月1日現在)

市町村名	提携都市(州)名	国・地域名	提携年月日	提携の種類
札幌市	ポートランド	アメリカ(オレゴン)	昭34. 11. 17	姉妹都市
	ミュンヘン	ドイツ(バイエルン)	昭47. 8. 28	姉妹都市
	瀋陽	中国(遼寧省)	昭55. 11. 18	友好都市
	ノボシビルスク	ロシア(ノボシビルスク)	平2. 6. 13	姉妹都市
	大田広域市	韓国	平22. 10. 22	姉妹都市
函館市	ハリファックス	カナダ(ノバスコシア)	昭57. 11. 25	姉妹都市
	ウラジオストク	ロシア(沿海地方)	平4. 7. 28	姉妹都市
	レイク・マコーリー	オーストラリア(ニュー・サウス・ウェールズ)	平4. 7. 31	姉妹都市
	ユジノサハリンスク	ロシア(サハリン)	平9. 9. 27	姉妹都市
	天津	中国	平13. 10. 18	友好交流都市
	高陽	韓国(京畿道)	平23. 8. 1	姉妹都市
小樽市	ナホトカ	ロシア	昭41. 9. 12	姉妹都市
	ダニーデン	ニュージーランド	昭55. 7. 25	姉妹都市
	ソウル特別市江西区	韓国	平22. 7. 22	姉妹都市
旭川市	ブルーミントン	アメリカ(イリノイ)	昭37. 10. 11	姉妹都市
	ノーマル	アメリカ(イリノイ)	昭62. 7. 7	姉妹都市
	ユジノサハリンスク	ロシア(サハリン)	昭42. 11. 10	友好都市
	水原	韓国(京畿道)	平元. 10. 17	姉妹都市
	哈爾濱	中国(黒龍江省)	平7. 11. 21	友好都市
室蘭市	ノックスビル	アメリカ(テネシー)	平3. 1. 16	姉妹都市
	日照	中国(山東省)	平14. 7. 26	友好都市
釧路市	バーナビー	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	昭40. 9. 9	姉妹都市
	ホルムスク	ロシア(サハリン)	昭50. 8. 27	姉妹都市
帯広市	スワード	アメリカ(アラスカ)	昭43. 3. 27	姉妹都市
	朝陽	中国(遼寧省)	平12. 11. 17	友好都市
	マディソン	アメリカ(ウィスコンシン)	平18. 10. 25	姉妹都市
北見市	エリザベス	アメリカ(ニュージャージー)	昭44. 6. 12	姉妹都市
	ポロナイスク	ロシア(サハリン)	昭47. 8. 13	友好都市
	晋州	韓国(慶尚南道)	昭60. 5. 16	姉妹都市
	バーへッド	カナダ(アルバータ)	平3. 7. 4	姉妹都市
夕張市	撫順	中国(遼寧省)	昭57. 4. 19	友好都市
岩見沢市	ポカテロ	アメリカ(アイダホ)	昭60. 5. 20	姉妹都市
	キャンビー	アメリカ(オレゴン)	平元. 7. 19	姉妹都市
網走市	ポートアルバニー	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	昭61. 2. 9	姉妹都市
	蔚山広域市南区	韓国	平24. 4. 27	友好都市
留萌市	ウラン・ウデ	ロシア(ブリヤート共和国)	昭47. 7. 5	姉妹都市
苫小牧市	ネーピア	ニュージーランド	昭55. 4. 22	姉妹都市
	秦皇島	中国(河北省)	平10. 9. 1	友好都市
稚内市	ネベリスク	ロシア(サハリン)	昭47. 9. 8	友好都市
	バギオ	フィリピン(コルディラエラ行政地域)	昭48. 3. 20	姉妹都市
	コルサコフ	ロシア(サハリン)	平3. 7. 2	友好都市
	ユジノサハリンスク	ロシア(サハリン)	平13. 9. 9	友好都市
芦別市	シャーロットタウン	カナダ(プリンスエドワードアイランド州)	平5. 7. 1	姉妹都市

市町村名	提携都市(州)名	国・地域名	提携年月日	提携の種類
江別市	グレシャム	アメリカ(オレゴン)	昭52.5.20	姉妹都市
赤平市	三陟	韓国(江原道)	平9.7.18	友好都市
	岳陽市汨羅市	中国(湖南省)	平11.9.30	友好都市
紋別市	ニューポート	アメリカ(オレゴン)	昭41.4.8	姉妹都市
	コルサコフ	ロシア(サハリン)	平3.1.12	姉妹都市
	フェアバンクス	アメリカ(アラスカ)	平3.2.8	姉妹都市
士別市	ゴールバーン・マルワリー	オーストラリア(ニューサウスウェールズ)	平11.7.3	姉妹都市
名寄市	カワーサレイクス	カナダ(オンタリオ)	昭44.8.1	姉妹都市
	ドーリンスク	ロシア(サハリン)	平3.3.25	友好都市
根室市	シトカ	アメリカ(アラスカ)	昭50.12.19	姉妹都市
	セベロクリリスク	ロシア(サハリン)	平6.1.27	姉妹都市
千歳市	アンカレジ	アメリカ(アラスカ)	昭44.4.21	姉妹都市
	コングスベルグ	ノルウェー(ブスケルー県)	昭63.8.31	友好親善都市
	長春	中国(吉林省)	平16.10.11	友好親善都市
滝川市	スプリングフィールド	アメリカ(マサチューセッツ)	平5.8.7	姉妹都市
深川市	アボツフォード	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	平10.9.14	姉妹都市
富良野市	シュラートミンク	オーストリア(シュタイナーマルク)	昭52.2.23	友好都市
登別市	サイパン	アメリカ(北マリアナ諸島)	平18.11.20	友好都市
	ファボー・ミッドフュン	デンマーク(南デンマーク地域)	平19.6.10	友好都市
	広州	中国(広東省)	平24.11.15	友好都市
恵庭市	ティマル	ニュージーランド(カンタベリー地方)	平20.2.13	姉妹都市
伊達市	レイク・カウチン	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	平元.10.6	姉妹都市
	漳州	中国(福建省)	平22.4.7	友好都市
石狩市	キャンベルリバー	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	昭58.10.24	姉妹都市
	ワニノ	ロシア(ハバロフスク)	平5.6.3	姉妹都市
	彭州	中国(四川省)	平12.10.24	姉妹都市
奈井江町	ハウスヤルビ	フィンランド(ハメ)	平7.4.1	友好都市
上砂川町	スパーウッド	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	昭55.9.23	姉妹都市
沼田町	ポートハーディ	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	平6.9.3	姉妹都市
当別町	レクサンド	スウェーデン(ダーラナ)	昭62.10.5	姉妹都市
蘭越町	ザールフェルデン	オーストリア(ザルツブルグ)	昭44.10.15	姉妹都市
俱知安町	サンモリツツ	スイス(グラウビュンデン)	昭39.3.19	姉妹都市
積丹町	シーサイド	アメリカ(オレゴン)	昭41.5.17	姉妹都市
余市町	イースト・ダンバートンシャイア	イギリス(スコットランド)	平9.11.11	姉妹都市
壯瞥町	ケミヤルヴィ	フィンランド(ラップランド)	平5.5.22	友好都市
白老町	ケネル	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	昭56.7.13	姉妹都市
新ひだか町	レキシントン	アメリカ(ケンタッキー)	昭63.7.21	姉妹都市
七飯町	コンコード	アメリカ(マサチューセッツ)	平9.11.15	姉妹都市
せたな町	ハンフォード	アメリカ(カリフォルニア)	平3.8.11	姉妹都市
鷹栖町	ゴールドコースト	オーストラリア(クイーンズランド)	平7.11.18	姉妹都市
上川町	ロッキー・マウンテン・ハウス	カナダ(アルバータ)	昭59.6.21	姉妹都市
東川町	キャンモア	カナダ(アルバータ)	平元.7.12	姉妹都市
	ルーイエナ	ラトビア(ヴァルミエラ)	平20.7.17	姉妹都市
	アニワ市	ロシア(サハリン)	令元.9.18	姉妹都市

市町村名	提携都市（州）名	国・地域名	提携年月日	提携の種類
上富良野町	カムローズ	カナダ（アルバータ）	昭60. 9. 5	友好都市
占冠村	アスペン	アメリカ（コロラド）	平3. 8. 29	姉妹都市
剣淵町	バルカマヨ	ペルー共和国（フニン県）	平23. 7. 6	姉妹都市
	タルマ	ペルー共和国（フニン県）	平27. 9. 28	姉妹都市
下川町	ケノーラ	カナダ（オンタリオ）	平13. 2. 16	友好都市
美深町	アシュクラフト	カナダ（ブリティッシュ・コロンビア）	平6. 7. 23	友好都市
遠別町	キヤッスルガー	カナダ（ブリティッシュ・コロンビア）	平元. 6. 21	姉妹都市
天塩町	ホーマー	アメリカ（アラスカ）	昭59. 4. 7	姉妹都市
	トマリ	ロシア（サハリン）	平4. 7. 28	友好都市
猿払村	オジヨルスキー	ロシア（サハリン）	平2. 12. 25	姉妹村
美幌町	ケンブリッジ	ニュージーランド（ワイパ地区）	平9. 10. 12	友好姉妹都市
津別町	二水郷	台湾（彰化県）	平24. 10. 8	友好都市
清里町	モトエカ	ニュージーランド（タスマン地区）	平9. 9. 7	友好都市
佐呂間町	パーク	アメリカ（アラスカ）	昭55. 10. 28	姉妹都市
遠軽町	バストス	ブラジル（サンパウロ）	昭47. 10. 18	姉妹都市
	モアラン・アン・モンターニュ	フランス（ランシュ・コンテ州ジュラ県）	平10. 5. 22	姉妹都市
湧別町	ホワイトコート	カナダ（アルバータ）	平10. 7. 17	友好都市
	セルワイン	ニュージーランド（カンタベリー地方）	平12. 7. 14	友好都市
興部町	ステットラー	カナダ（アルバータ）	平2. 6. 26	友好姉妹都市
鹿追町	ストニイプレイン	カナダ（アルバータ）	昭60. 8. 26	姉妹都市
芽室町	トレーシー	アメリカ（カリフォルニア）	平元. 8. 5	姉妹都市
大樹町	高雄市大樹区	台湾	平27. 9. 1	友好交流
広尾町	フログン	ノルウェー（アーケシュフース）	平8. 10. 22	友好交流
池田町	ペンティクトン	カナダ（ブリティッシュ・コロンビア）	昭52. 5. 19	姉妹都市
豊頃町	サマーランド	カナダ（ブリティッシュ・コロンビア）	平8. 6. 11	姉妹都市
本別町	ミッチャエル	オーストラリア（ビクトリア）	平3. 9. 15	姉妹都市
足寄町	ウェタスキワイン	カナダ（アルバータ）	平2. 9. 15	姉妹都市
陸別町	ラコーム	カナダ（アルバータ）	昭61. 7. 5	姉妹都市
厚岸町	クラレンス	オーストラリア（タスマニア）	昭57. 2. 9	姉妹都市
白糠町	新北市烏来区	台湾	平29. 7. 14	友好交流
別海町	バッサーブルク	ドイツ（バイエルン）	昭54. 5. 10	姉妹都市
弟子屈町	天津市	中国	平17. 10. 21	友好交流
	浜州市	中国（山東省）	平17. 10. 21	友好交流
	商丘市	中国（河南省）	平17. 9. 17	友好交流

※ 参考

北海道	アルバータ	カナダ	昭55. 10. 17	姉妹提携
	黒竜江省	中国	昭61. 6. 13	友好提携
	マサチューセッツ	アメリカ	平2. 2. 7	姉妹都市
	サハリン	ロシア	平10. 11. 22	姉妹提携
	釜山広域	韓国	平17. 12. 14	友好交流
	慶尚南道	韓国	平18. 6. 7	友好交流
	ソウル特別市	韓国	平22. 10. 15	友好交流
	チエンマイ県	タイ	平25. 2. 26	友好交流
	済州特別自治道	韓国	平28. 1. 12	友好交流
	ハワイ	アメリカ	平29. 5. 8	友好交流

道内外外国公館

公館名	住所	電話番号	開設年月
在札幌アメリカ合衆國総領事館	〒064-0821 札幌市中央区北1条西28丁目	011-641-1115～7	昭和27.6
駐札幌大韓民国館	〒060-0002 札幌市中央区北2条西12丁目1～4	011-218-0288	昭和41.6
在札幌ロシア連邦総領事館	〒064-0914 札幌市中央区南14条西12丁目2～5	011-561-3171～2	昭和42.10
	函館事務所 〒040-0054 函館市元町14～1	0138-24-8201	平成15.9
中華人民共和国駐札幌館	〒064-0913 札幌市中央区南13条西23丁目5～1	011-563-5563	昭和55.9
カナダ政府通商事務所	〒060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目 MMS札幌駅前ビル5F	011-281-6565	平成17.12

道内名誉領事館

領事館名	住所	代表者	開設年月
在札幌フィリピン共和国名譽総領事館	〒063-0841 札幌市西区八軒1条西1丁目2～10 日本食品製造合資会社内 011-614-8090	名譽総領事 戸部 謙ルイス	開設 昭和58.6
在札幌カナダ名譽領事館	〒064-0820 札幌市中央区大通26丁目1～3 ポセイドン円山2階 カナダプレイス内 011-643-2520	名譽領事 井原 慶児	開設 平成8.11
在札幌スペイン名譽領事館	〒060-0042 札幌市中央区大通西3丁目7 株式会社北洋銀行内 011-261-4288	名譽領事 石井 純二	開設 平成11.1
在札幌リトアニア共和国名譽領事館	〒060-0042 札幌市中央区大通11丁目4 大通藤井ビル内 011-221-3939	名譽領事 藤井 將博	開設 平成16.7
在札幌フランス名譽領事館	〒060-0062 札幌市中央区南2条西5丁目10～2 南2西5ビル2階 札幌アリアンス・フランセーズ内 011-261-2771	名譽領事 古野 重幸	再開 平成19.11
在釧路ベトナム社会主義共和国名譽領事館	〒085-0847 釧路市大町1丁目1～10 大町ビル5階 大栄産業株式会社内 0154-44-1040	名譽領事 中島 太郎	開設 平成22.11
在釧路ミクロネシア連邦名譽総領事館	〒084-0905 釧路市鳥取南5丁目12～5 サイタスビル2階 株式会社三ツ輪商会内 0154-61-5151	名譽領事 栗林 延次	開設 平成22.12
在札幌グアテマラ共和国名譽領事館	〒001-0019 札幌市北区北19条西3丁目なごやビル 名越税務会計事務所内 011-716-7412	名譽領事 名越 隆雄	開設 平成23.4
在札幌アイルランド名譽領事館	〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目4 タキモトビル3階 011-221-2451	名譽領事 笠間 聖司	開設 平成24.11
在札幌デンマーク王国名譽領事館	〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1 株式会社北海道銀行内 011-233-1256	名譽領事 堰八 義博	再開 平成25.2
在札幌モンゴル国名譽領事館	〒060-0004 札幌市中央区北4条西16丁目1 第一ビル8階 札幌第一興産株式会社内 011-611-2626	名譽領事 武部 勤	再開 平成26.6
在室蘭パプアニューギニア名譽領事館	〒051-0023 室蘭市入江1番19号 株式会社栗林商会内 0143-24-7011	名譽領事 栗林 和穂	開設 平成27.9
在江別（北海道）フィジー共和国名譽領事館	〒067-0022 江別市江別太305-15 株式会社北翔内 011-382-8459	名譽領事 清水 誓幸	開設 平成29.12
在札幌オーストリア共和国名譽領事館	〒060-8517 札幌市中央区大通東6-12-4 株式会社テレビ北海道内 011-232-1117	名譽領事 桑田 一郎	再開 令和元.8
在札幌ブラジル連邦共和国名譽領事館	〒068-8586 札幌市北区北12条西4丁目2-12 グランズオサムラビル706 011-600-4693	名譽領事 モニカ・ヤマウチ	再開 令和元.8
在函館ラオス人民民主共和国名譽領事館	〒040-0063 函館市若松町7-15 函館商工会議所内 0138-23-1181	名譽領事 久保 俊幸	開設 令和元.12
在札幌インドネシア共和国名譽領事館	〒065-8610 札幌市東区北19条東1-1-1 株式会社中山組本社内 011-741-7111	名譽領事 中山 茂	再開 令和2.11
在札幌ガーナ共和国名譽領事館	〒004-0811 札幌市清田区美しが丘1条9丁目1～1札幌観光バスビル 石井兄弟社札幌事務所内 011-884-1900	名譽領事 石井 至	開設 令和3.5

領事館名	所在地	代表者	開設年月
在函館ベラルーシ共和国 名 誉 領 事 館	〒 040-0013 函館市千代台町12-25 株式会社アンサー内 0138-83-1176	名誉領事 松浦 勝人	開設 令和3. 6
在函館パラグアイ共和国 名 誉 領 事 館	〒 041-0834 函館市東山町185-1 株式会社アサヒ商会内 0138-33-5877	名誉領事 齊藤 巍	開設 令和3. 8
在札幌チエコ共和国 名 誉 領 事 館	〒 060-8606 札幌市中央区北1条東4-8-1 サッポロファクトリー フロンティア館3階 サッポロビール株式会社内 011-218-8033	名誉領事 野村 真弘	開設 令和3. 9
在札幌ニュージーランド 名 誉 領 事 館	〒 060-0002 札幌市中央区北2条西10丁目2-7 wall 202号室 株式会社きのとや内 011-596-6835	名誉領事 長沼 昭夫	再開 令和3. 9
在札幌ウガンダ共和国 名 誉 領 事 館	〒 005-0015 札幌市南区真駒内泉町3丁目1-7-506 090-7517-6088	名誉領事 亀田 和明	開設 令和3. 12
在札幌ベルギー王国 名 誉 領 事 館	〒 064-8620 札幌市中央区南9条西5丁目パーク9.5ビル 株式会社セコマ内 011-511-2870	名誉領事 赤尾 洋昭	再開 令和4. 2
在札幌ノルウェー王国 名 誉 領 事 館	〒 064-8505 札幌市中央区北12条西20丁目2-1 マルスイホールディング株式会社内 011-643-1234	名誉領事 武藤 修	再開 令和4. 5
在札幌ベトナム社会主義 共和国 名 誉 領 事 館	〒 064-8560 札幌市中央区南8条西15丁目2-1 道路工業株式会社内 011-596-9921	名誉領事 中田 隆博	開設 令和4. 5
在札幌タイ王国 名 誉 領 事 館	〒 011-0907 札幌市北区新琴似7条1丁目2-39 ニトリビル4階 ニトリリバブリック株式会社内 011-797-7341	名誉領事 荒井 功	開設 令和5. 1. 20
在札幌スウェーデン王国 名 誉 領 事 館	〒 060-0807 札幌市北区北7条西1丁目2-6 NCO札幌14階 デラバル株式会社内 011-738-2319	名誉領事 中野 省吾	再開 令和5. 3. 1
在札幌フィンランド 名 誉 領 事 館	〒 064-8610 札幌市手稲区前田9条11丁目7-40 株式会社バーグマン内 011-350-7337	名誉領事 笠間 聖司	再開 令和5. 4. 1
在小樽スリランカ民主主義共和国 名 誉 領 事 館	〒 047-0032 小樽市稲穂3-5-14 株式会社小樽グリーンホテル内 0134-33-6102	名誉領事 山下 健	開設 令和4. 1
在東川(北海道)スイス 名 誉 領 事 館	〒 071-1472 上川郡東川町勇駒別 勇駒荘内 090-1663-6020	名誉領事 竹内 智香	開設 令和6. 1
在札幌ドイツ連邦共和国 名 誉 領 事 館	〒 060-8606 札幌市中央区北1条東4-8-1 サッポロファクトリーフロンティア館3階 011-251-4174	名誉領事 森本 光俊	開設 令和6. 3

在日大使館(北方圏交流及び南米圏交流に關係する国々)

大使館名	住 所	電話番号
アルゼンチン共和国大使館	〒106-0046 東京都港区元麻布2-14-14	03-5420-7101
ブラジル連邦共和国大使館	〒107-8633 東京都港区北青山2-11-12	03-3404-5211
カナダ大使館	〒107-8503 東京都港区赤坂7-3-38	03-5412-6200
中華人民共和国大使館	〒106-0046 東京都港区元麻布3-4-33	03-3403-3388
デンマーク王国大使館	〒150-0033 東京都渋谷区猿楽町29-6	03-3496-3001
フィンランド共和国大使館	〒106-8561 東京都港区南麻布3-5-39	03-5447-6000
ドイツ連邦共和国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布4-5-10	03-5791-7700
大韓民国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布1-2-5	03-3452-7611
モンゴル国大使館	〒150-0047 東京都渋谷区神山町21-4	03-3469-2088
ノルウェー王国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布5-12-2	03-6408-8100
パラグアイ共和国大使館	〒102-0082 東京都千代田区一番町2-2 一番町第2TGビル7階	03-3265-5271
ロシア連邦大使館	〒106-0041 東京都港区麻布台2-1-1	03-3583-4224
スウェーデン王国大使館	〒106-0032 東京都港区六本木1-10-3-100	03-5562-5050
英國大使館	〒102-8381 東京都千代田区一番町1	03-5211-1100
アメリカ合衆国大使館	〒107-8420 東京都港区赤坂1-10-5	03-3224-5000
欧洲連合代表部	〒106-0047 東京都港区南麻布4-6-28 ヨーロッパ・ハウス	03-5422-6001

(令和6年4月1日現在)

付 錄

2023年度高校生世界の架け橋養成事業

交流協力チーム
P36～P40

「急変する国際環境下のロシア極東・シベリア」

情報企画部
P41～P50

2023年度高校生世界の架け橋養成事業

HIECC 交流・協力チーム

HIECC が主催する海外研修事業「高校生世界の架け橋養成事業」がコロナ禍をはさんで4年ぶりの対面開催となった。参加生徒は語学に関心があるだけでなく、国際協力や獣医師、英語教員など幅広い夢を持つ。学校を飛び出し、11日間マレーシアで生活し、外側から日本を眺める機会を得た中でそれぞれが、様々な学びを経験したようだ。

4年ぶりの対面開催

2020年度、21年度は中止、22年度はオンライン開催となった本事業が2023年度に再開となった。7月に北海道教育委員会等を通じて全道の高校に事業案内したところ、定員8名の枠に22名の応募があった。応募動機やこれまでの国際交流・協力のかかわり方



などを考慮し、全道各地から8人の参加者を選考。従来から重視していた「国際理解教育」の視点に加え、今回は「日本・北海道とアジアとの結びつきや多文化共生、海外勤務のキャリアについて知見を得る機会を創出し、将来的に様々な分野で活躍できる人材の育成」をテーマとして実施した。キャリア教育の観点は、2022年度に架け橋養成事業をオンラインで行った際、国際協力や海外勤務を将来のビジョンとして抱いている高校生が多いというフィードバックを基に取り入れた。実施時期を冬休み期間中とし、渡航先としてその時期に航空運賃・滞在費用が比較的安価で多民族共存を国としている、マレーシアを選んだ。参加者決定後、約半年間で3回のオンライン事前研修、1月に11日間マレーシアを訪問、3月に報告会を行うという全体スケジュールで実施した。英語でのコミュニケーションが不可欠の環境に身を置くことのほか、勢いがあるアジアの姿、国際社会で求められている人材はどういう人かを見て帰ってほしいという狙いもある。

事前研修

1回目の事前研修では、延べ13年間のマレーシア滞在経験を持つJICA北海道市民参加協力課の深澤晋作さんに講師を依頼した。マレーシアの自然・地理・民族・政治・経済などの基礎情報から、多民族国家としてバランスの取れた運営を行うために採用しているブミプトラ政策※1などについても触れた。高校生は80年代にマハティール首相が提唱したLook East Policy（東方政策）※2に関し、かつて日本がマレーシア経済発展の手本とされていたことに興味を示していた。

2回目のオンライン事前研修の講師は前JICA北海道センター所長で、現麗澤大学国際学部教授の松島正明さんが担当した。テーマを「国際協力の心構え」とし、100か国以上を訪問した経験から、海外では能動的な自己表現が求められ、コミュニケーションにおける笑顔の重要さを共有していた。

3回目は前ウガンダ特命全権大使の亀田和明さん（現ジャパンプラットフォーム顧問）に海外で仕事するための準備などについて、お話をいただいた。外務省入省後、セルビアやウガンダで公務に就いたが、学生時代に海

外指向が強かったわけではなく、社会人になってから情報収集を積み重ね、ウガンダ大使まで務めたエピソードなどを紹介した。

事前研修と並行して「マレーシアで何を学びたいか」の目的意識を明確化するため、オンラインで意見交換などを行い、準備を重ねた。

「いざマレーシアへ」

3回のオンライン事前研修を経て、初めて顔をそろえた高校生8人は、小雪舞う新千歳空港を1月10日に飛び立ち、タイ・バンコク経由でクアラルンプール（KL）に到着。空港で現地研修協力者らに迎えられ、ホテルへ向かう車輌の窓から見える南国の街並みに目を輝かせ、翌日からの研修に向けて気持ちを高ぶらせていた。研修の前半部分は、現地NGO格のPAMAJAという団体にコーディネートをお願いした。PAMAJAはJICA帰国青年研修員同窓会の親日的組織で、日本人の学生を積極的に受け入れてきた実績を持つ。

研修初日は行政新首都プトラジャヤにある観光省を案内され、主に中東のイスラム教徒をターゲットにしたハラルツーリズムの取り組みや、ハイレベルの科学大学が欧米に比べ学費・滞在費が安く、治安も良いため留学生の受け入れに成功しているレクチャーなどを受けた。観光名所でもあるピンクモスクを訪問し、イスラム教の礼拝ルールなどについて学ぶ機会もあった。

全体を通して最も印象的だったと評価が高かったカンポン・ステイ・プログラムもPAMAJAのアレンジで実現した。カンポンはマレー語で「村」を指し、山村生活の疑似体験ができる宿泊施設で、国内の教育旅行としても人気があるとのこと。KLは高層ビルが林立し、開発途上国の面影が薄いが、郊外に1時間も車を走らせると、昔ながらの暮らしを続ける集落が数多く存在する。高校生は、KLから150km西にあるテメルローのカンポンに2泊3日滞在し、ローカルの暮らしに身を置いた。滞在中は地元の中華系高校を訪問し、各自が準備した地元を紹介するプレゼンテーションを英語で発表した。また、中国コマのジャグリングなど伝統的な遊びに興じ、互いの国歌を齊唱し、現地の給食を食べた。SNSでつながった現地の友人たちとは、帰国後もやり取りが続いている様子であった。

カンポンで実施された地元の主婦の伝統料理教室では、調理好きの高校生が張り切って腕を振るっていた。スパイスを効かせた魚のすり身揚げやココナッツを使ったスイーツなど、現地の料理を楽しんだ。

そのほか、地元の大学教員から、果物の残渣を利用した低環境負荷のたい肥作りを学んだり、夜明け前に近隣のモスクの早朝礼拝に参加したり、伝統料理が供された地域住民とのディナーパーティなどのプログラムを通じて、マレーシアの山村生活を満喫した。

前半最終日は単独またはペアを組んでPAMAJAメンバーの家庭にホームステイをした。マレーシアの日常を体験することが目的だったが、ホストファミリーに観光名所のバトゥ洞窟やマラッカや国立ネグラ動物園に連れて行ってもらっていた。ホームステイ後、ホストファミリーが一堂に会し、フェアウェルパーティーを企画してくれた。会場となったKL市内のホテルでは、サンバルで味付けされたイカンバカール（魚の蒸し焼き）などの地元の料理が用意され、食事をしながらホストファミリーと



懇談し、名残を惜しんでいた。在マレーシア日本国大使館一等書記官の出席もあり、日本側、マレーシア側がたがいに謝意を伝え、各国の流行歌を歌いあい、笑顔と涙が混じる中、大団円で前半のプログラムを終了した。前半のプログラムでは、マレーシアの懐に入り込み、現地の方々との密なコミュニケーションを通じて、多民族共生社会を肌で感じていた様子がうかがえた。

プログラム後半は KL から高速鉄道を使用し、ペナン島に移動した。ペナン島は中華系民族の住民が多数を占めるが、マレー、中国、インド式の寺院や食堂が隣り合わせにある美しい街並みを誇り、多様な文化の交差点として発展したことで知られる土地である。参加者は日本語を話す現地ガイドに其々の民族由来の名所を案内されながら、多民族共生の素晴らしさ、うまくいっていないところなどを聞き、北海道が標榜する多文化共生社会に思いを馳せている様子も見られた。

マレーシア科学大学にも訪問した。主要産業であるオイルパームプランテーションにおいて、実からオイルの収穫後に残る大量の木質バイオマスの有効利用方法について JICA マレーシアと共同研究を行っている。椰子殻が道内のバイオマス発電所にも輸出されている説明もあり、研究が身近な存在であると感じている様子であった。ハイレベルな研究が欧米の大学に比較して半額程度の留学費用でできることから、同大学への留学人気が高いとも紹介され、高校生は強い興味を示していた。留学生が研究所内を案内してくれコミュニケーションも盛り上がり「大学の研究室に来たのは初めて。国際色豊かで面白い」などの声が上がっていた。

ペナンから KL に戻り、最終日に JICA マレーシア事務所を訪問した。菅原美奈子事務所長に迎えられ、所員 3 名の方々から「国際協力の仕事に就いた道のり」について、高校・大学時代のエピソードを交えてお話ししていただいた。英語・第 2 外国語に加えて語学以外の専門性が、海外で活躍するカギとなることを 3 人は強調していく「思ったよりもハードルが高い」などとコメントする高校生もいた。

レクチャー後には 2 グループに分かれて、将来のキャリアプランの具体的なアドバイスを受ける時間を設けた。獣医志望の参加者が「産業動物医を目指しているが、マレーシアの愛玩動物の扱いが酷く、犬猫の治療の必要性も感じた。海外勤務にも興味がある」と相談すると、「いろいろな道筋があると思うが、青年海外協力隊でも産業獣医分野のニーズが高い」などの情報交換もあり、経験に基づくアドバイスに真剣な眼差しで頷いていた。

帰国後にそれぞれの経験を共有する目的で、3 月に報告会を行った。研修には全員が高い目的意識を持ち参加したが、マレーシアでの学びは三者三様で、報告会は各々の収穫を分かち合う時間となり、刺激的だったようだ。

今回の研修のリーダーは 2 年次にも架け橋オンライン事業に参加していただいた立命館慶祥高校 3 年の工藤凜さんが務めた。工藤さんは卒業後に、開発学を学ぶために英国の大学への進学を決めている。奨学金の試験も合格し、9 月の渡航を前にマレーシアでの経験等について、自身の学びについて書いていただいたので紹介する。(原文ママ)

※1 ブミプトラとはマレー語で「土地の子」(マレー系住民と先住民)を意味し、マレー人の経済的地位の向上をめざすマレー人優遇政策。経済活動は中華系の華人が優位にあり、その格差是正を目的とした政策。

※2 1981 年にマハティール前首相が「日本及び韓国の発展の秘訣が労働倫理、学習・勤労意欲、道徳、経営能力等にあるとして、その要素を学び、マレーシアの経済社会発展に寄与させる」と提唱した構想。

世界の架け橋プロジェクト「マレーシア 研修」が授けてくれたもの

立命館慶祥高等学校 3年 工藤 凜

今年1月、私は世界の架け橋研修「マレーシア研修」に参加させていただいた。実際にマレーシアを訪れたのは11日間だったが、事前研修や報告会を含めると大変充実した研修となった。ここでは世界の架け橋事業を通じて私が学び得たことを書きたい。

このプログラムに参加したのは、昨年参加したオンライン事業が対面実施となることを知り、興味を持ったことがきっかけである。それまで新型コロナの影響で開催が困難だったが、対面での国際交流の機会がようやく巡ってきたと感じた。またマレーシアという国自体に興味があつたこともあり、迷わず参加することを決めた。

マレーシア研修を通じて学んだことは非常に多くあるが、主に分けるとすればキャリアについてと宗教についてとなる。

この研修の目的には他の団体が主催するものと異なり、国際交流に留まらずキャリア教育の要素も含まれている。そのため私たちは10日目にJICAマレーシア事務所に表敬訪問させていただいた。実際に国際協力を仕事として実践されている方の話を聞けたことは訪問者全員にとって大変貴重な機会となった。例えば、参加者個々の思考がマルチタスク型なのかスペシャリスト型なのかを知ることができた。様々なことを同時に進めるのが得意なのか、何か1つを極めるのが得意なのか、自身の特性に合わせて仕事をするために自分を見つめ直さなければと思うようになった。更に、専門分野は早めに決めておいた方がいいというお話も大学入学前から学ぶことができた。大学の専攻が「開発学」という学際的な学問であるために、私は大学院からより細かい専門を決めようと考えていた。そのため将来のキャリアを考えた際、このアドバイスは大変役立つものだったと思う。

2つ目はマレーシアにおける宗教の多様性だ。マレーシアでは人口の約60%がイスラム教、20%が仏教、6%がヒンドゥー教を信仰している。私はこの研修に行く前は宗教に対して僅かながらネガティブなイメージを持っていた。宗教と共にマレーシアでの生活は私の宗教に対する認識を180度変化させてくれた。町の至る所にモスクや寺院、教会があり様々な宗教が1つの国の中で共存している姿を目の当たりにした。私のホストファミリーはイスラム教を信仰していたため、イスラム教の1日の生活について知ることができた。まず、彼らの1日はアザーンと呼ばれる礼拝を呼びかけるための放送によって始まる。夜明け前から町中に鳴り響くので、初日は非常に驚いたことを覚えている。1日の内で礼拝は5回行われ、いつでも礼拝できるように街のあらゆる場所に礼拝所がある。私は渡航前に事前知識としてイスラム教を学んだ時、1日一定の時間ごとに礼拝があるのだと思い込んでいた。しかし、ホストファザーに仕事中である昼の時間にはお祈りがなく、ランチや夕方など生活の切れ目の時間帯に礼拝が組み込まれていることを教えてもらった。この出来事によって私はイスラム教が考えていたよりも実用的であり、彼らの生活の中に深く染み込んでいるものだと強く認識した。今振り返れば、マレーシアという国を知るには宗教という観点は必要不可欠だったと言える。



世界は今もあらゆる場所で戦争や紛争が絶えない。しかし、マレーシアには世界が望んでいる多文化共生社会のヒントがあった。そのヒントを自分なりに「答え」まで導き出したいと思う。このように、この研修は私に新たな発見と課題を与えてくれた。

今回の研修で多くの人の方にお世話になった。ホストファミリーや現地の訪問先を手配してくださったPAMAJAの方々、JICA職員の方々など多くの人と関わりを持つことができた。この研修がなければ出会うこともなかった北海道各地の高校生と共に学ぶことができたことは本当に幸運だった。同じ高校生でもそれぞれ興味のある分野が違い、同じ体験をしても感じ方が全く異なっていた。互いに学び合い成長できた旅になったと確信している。また、前述したようにこの研修を紹介し、実際に付き添って下さった森内さんや藤澤さん（HIECC事業担当者）にも感謝申し上げたい。

私は9月からイギリスの大学で「開発学」を学ぶ。「開発学」は簡潔に書くと途上国の人々の生活や社会をより安定させ、向上させるための学問だ。「開発学」を学ぼうと決意したのは学校行事でネパールを訪問した時だ。男女間の教育格差や労働問題はいまだに存在するが、どんな時も笑顔を絶やさないネパールの人たちに魅了された。経済的に発展した日本やマレーシアにも途上国の時代があった。国の経済的発展が「豊かさ」の全てではないが、国民の可能性や選択肢を広げるために重要な観点のひとつではある。日本も含めどんな国にも良い点、改善すべき点がある。世界を少しでもより良くするために、大学では知識や理論だけでなく背景にいる人と向き合いながら学ぶことを忘れず、将来に活かしていきたい。

三者共催セミナー

「急変する国際環境下のロシア極東・シベリア」

情報企画部

2024年7月11日午後、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター(SRC)とNPO法人ロシア極東研とハイエックの三者共催による対面（場所はSRC大会議室）およびオンラインによるセミナー「急変する国際環境下のロシア極東・シベリア」を実施した。3名の基調報告者に続き、2名のコメントーターが登壇し、その後は参加者からの質問を含めてディスカッションを行った。

報告 ① 服部倫卓（北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター教授）

報告 ② 田畠伸一郎（北海道大学名誉教授）

報告 ③ 斎藤大輔（一般社団法人ロシアNIS貿易会・同経済研究所部長）

コメント① 丸川知雄（東京大学社会科学研究所教授）

コメント② 新井洋史（新潟県立大学教授・北東アジア研究所副所長）

報告① 服部倫卓「なぜ今、ロシア極東・シベリアを問うのか」

今般、吉田睦先生（千葉大学名誉教授）と共に編著で『ロシア極東・シベリアを知るための70章』（明石書店、2024年）を完成させ、幸いにも好評を得ている。これを準備したのは3年前の2021年でウクライナ侵攻の前であった。その後、ロシアという国が全く違う様相を見せ始めている。そうした中での執筆作業は、なかなか大変だった。内容は、ロシア極東・シベリアに関する自然、地理、歴史、民族、文化から現在の問題まで網羅したものである。特にウラル連邦管区に含まれるチュメニ州は、歴史・地理的にシベリアの一部であるのは常識なので、それを含めて極東・シベリアを論じたという特徴がある。

欧州ロシアと極東・シベリア

ロシアの地理を見ていく上では、ウラル山脈が欧州ロシアとアジア・ロシアの境界線だと考えられ、ウラル地方のスヴェルドロフスク州のベルヴォウラリスクという街に行くと、欧州とアジアの境界線を示すオベリスクがある。そして、アジア・ロシアのうち、だいたいバイカル湖ぐらいまでがシベリア、それから東が極東だと考えられる。

極東・シベリアがロシアの中でどのような位置を占めているかといえば、面積は非常に広いが人口は2割に過ぎず、域内総生産も2割強でしかない。しかし、チュメニ州を含んだ石油・ガス生産では貢献度は非常に大きい。こうした極東・シベリア地域を、なぜ一冊の本で取り上げたかと言えば、ロシアをロシアたらしめているのは、シベリアであり、その延長上にある極東だからである。極東・シベリアがロシアの全てではないが、それがなかつたらロシアは全く違う国になっていたはずだ。こうした極東・シベリアは、天然資源などに恵まれてはいるが、これを開発して維持するのは重荷でもある。今後、極東・シベリアをどうするのかという課題は、ロシアにとつて中心的なジレンマとなってきた。

日本と極東・シベリアの関係

さらに、日本はロシアという国とシベリア・極東を通して向き合ってきたので、常に極東・シベリアは日本とロシアの出会いの場となってきた。

従来、日本からロシアへ新車を輸出する場合は、経済的に豊かで人口も多い欧州向けであった。これに対して日本がロシアから輸入しているものは、ほとんどが極東・シベリアのものである。そういう意味でも、日本にとって非常に重要な地域である。

それから、地球温暖化など環境問題との絡みでも北極域は重要である。今のロシアの体制で言うと極東発展省というの北極も兼ねている。そうするとロシアにとって極東と北極の問題というのは、連続した一塊の問題として捉えられているのは明らかだ。

こうして見ると、人口の2割しか住んでいない極東・シベリアに、ロシアの本質を解くカギがあるのではないか。しかも極東・シベリアは、日本にとっても、人類や地球にとっても重要な地域であるということである。

ウクライナ危機と極東・シベリア

極東・シベリアは、当然、ウクライナ危機を経て、大きく姿を変えようとしている。極東・シベリアという要因が、ロシアとウクライナ戦争に影響を及ぼすということもある。例えば、侵攻に参加している軍は、極東からかなり行っているとの情報もある。

翻って、ウクライナ情勢が極東・シベリアをどう変えるのか、あるいは、極東・シベリアを鍵にロシア全体がどう変わるとかという重大なテーマがある。ウクライナ侵攻が極東・シベリアにとって百年に一度の転機になるかもしれない。国の重心が西から東へ移って、結果的に極東・シベリアの重要性が高まるというシナリオが考えられる。

カラガノフが提唱する東方シフト2.0

プーチン政権が強めてきた「東方シフト」は一つの選択肢だったが、ウクライナ危機によって唯一の選択肢というか、国家的戦略になりつつある。ロシアの論客でプーチン政権の御用学者でもあるカラガノフが、「ロシア全体のシベリア化」と言い始めたのだ。

彼は、今年2月のロシア新聞に掲載した論文で、東方シフトの仕切り直しであるバージョン2.0を提言した。その際に「ロシア全体のシベリア化」と述べた。彼は、ロシアの歴史的な成り立ちについて、先達たちがウラル山脈を越え、果敢にシベリアへ進出したからこそ、その後の大団ロシアがあった。その姿に立ち返るべきだとしたとした。

さらに、欧州への窓としてサンクトペテルブルグを築いた偉大なピョートル大帝が生きていたならば、彼はアジアへの窓としてシベリアに新しい首都を築いただろうとした。さすがに、ノボシビルスクに遷都しろとは言わないが、モスクワ、サンクトペテルブルグに並ぶ第三の首都をシベリアに築くべきだと述べている。

このカラガノフは、以前から東方シフト論の論客の一人だったが、彼の2011年の論文では、アジアへの接近はあくまでも経済分野を主眼とすべきだと論じていた。ロシア文明は独自性があるにせよ、欧州文明の一部だというの、この人の譲れない立場であった。ところが、ウクライナ戦争を経た今日、彼はロシア全体のシベリア化を主張している。

プーチン大統領への直訴

カラガノフは、サンクトペテルブルグ国際経済フォーラムの全体会議のモデレーターを務めた際に、プーチンの基調講演を受けて持論である東方シフトの仕切り直し、ロシアのシベリア化を直訴した。その際に「ロシアは西洋への旅を終えた。我々は台頭しつつある別の世界へと方向を変えた」と主張した。これまでの経済分野だけでなく、精神的にも、政治的にも、発展の中心を極東・シベリアに移す必要があるというのである。

カラガノフは、フォーラムの壇上でプーチンに「貴方はシベリアに大規模な科学・生産拠点を発展させる必要

があると述べたが、立ち消えになった。もう思い切ってロシアをシベリア化することが必要ではないか。なぜそれに踏み切らないのか」と直訴した。

このような極端なシベリア化論が、プーチン政権の公式イデオロギーだとは思えない。実際に、この時のプーチンの対応を見ても通り一遍の受け答えに終始した。

貿易のアジア・シフト

貿易という観点から見ても、ロシアは急速にアジアにシフトしつつある。大陸別貿易比率の推移を見てもアジアへの急接近は明らかだ。これまで APEC との関係を重視して、政策文書には貿易比率拡大の数値目標が含まれていた。基本的に東方シフトの最大のターゲットは APEC だと理解してよい。

現在、ロシアは世界を友好国と非友好国に区別しているが、友好国が APEC の中にどれだけあるかといえば、巨大な中国があるだけで、他は経済的には微々たる存在ばかりだ。やはり APEC は、米国などの先進国が主導するのであって、現実としてロシアが関係を深めることができるのは中国だけだ。だからロシアが政治的な動機に基づいて東方シフトを進めることは、中国一極依存に飛び込んで行くようなものである。もちろん APEC はアジアとイコールではなく、インドのような重要なパートナーも存在するが、そうした一部の振興大国とだけしか関係を強化できない。今のロシアは、東方シフトと言いつつ、現実には中国・インドシフトになっている。

まとめ

ロシアをロシアたらしめているのは極東・シベリアである。ロシアが極東・シベリアを抱えているということに、ロシアという国の本質がある。これまで基本的にはロシアは欧州国であるというアイデンティティが強かつたが、それと共にアジアでもあるという「ヤヌス的二面性」があった。これが今のような状況下で、欧州との関係をかなぐり捨て、アジア・太平洋に極端にシフトしようとしている。先のカラガノフの意見はエキセントリックで、これが公式の政策となった訳ではないが、こうした論調が出てきたことは由々しき事である。政治的動機に基づく東方シフトが強行されたなら、ロシア経済の効率性や収益性が蝕まれるだろう。

報告② 田畠伸一郎「ロシアの北極域：開発政策とその進展」

当時、ソ連共産党書記だったゴルバチョフのマルマンスク演説（1987年10月1日）は出発点として触れざるを得ない。その一年前にウラジオストクで極東を開放すると演説したのに続き、今後は北極域を開放して国際協力することを宣言した。1996年には北極評議会が設立され、北極域における国際的な協力体制もできた。

プーチン政権となってからも、さまざまな国家政策の基礎、国家戦略、国家プログラムなどが続々と作られ、開発計画が具体化していった。

北極域開発の目的と契機

北極域開発の目的は、極論すれば石油・ガス開発である。ロシアには、石油・ガスの輸出に基づく成長メカニズムがあり、北極域でも西側の支援を受けて石油・ガスを開発し、西側に輸出することが開発目的であった。北極域では、他にアラスカ、ノルウェー、グリーンランドでも大規模な資源開発がなされようとしており、最後のフロンティアというような位置づけになっている。

北極開発の契機の一つは、気候変動、地球温暖化であった。2000年代に北極域の海水が少なくなり、船の通行が可能となってきたことが、北極開発の追い風になった。

21世紀初頭、中国などの新興国の成長がエネルギー価格を高騰させたことも北極開発の追い風となった。このようにロシアの北極開発は石油・ガス開発を中心に進展した。

ロシアの北極域の範囲とヤマル半島

北極線にそってロシアの連邦構成主体でいう10の地域が並び、その全部または一部が北極域（北極圏地域）に含まれる。その中で、北極域開発の中心はヤマル半島における石油・ガスの開発とロシア北方航路の開発であった。

ヤマル・ネネツ自治管区にあるヤマル半島では、多くのガス田や油田の開発が行われている。その中に半島の西側に2012年から生産を開始したボワネンコフ・ガス田がある。これは、ガスプロム社が鉄道を建設して資材を運搬し、パイプラインを敷設して欧州まで送るという従来型の開発であった。

これに対して、ヤマル半島の北東のサベッタ港でのLNG開発は、ロシア北方航路を活用して進められた。まず、他所で造られたモジュールを専用船で運んで、ここで組み立てるという方法で施設が建設され、生産されたLNGはタンカーで輸出されるというものである。これには日本の日揮や千代田化工建設が参画している。

ロシアがLNGの生産技術を持ったのは2009年のサハリンが最初だった。ヤマルは二つ目の例であり、2017年に生産が開始された。現在、ここで生産される1,650万トンのLNGが北方航路で輸送される最大の荷物となっている。

ヤマル半島のトナカイ牧畜

ヤマル半島は、先住民がトナカイの牧畜を行っている地域でもある。ロシアにおけるトナカイの飼養頭数191万頭のうち、ヤマル・ネネツ自治管区だけで半数近い89万頭が飼養されている。もともと先住民しかいなかつたところで、いきなり大規模な資源開発をするので、その利益の分配、すなわちベネフィット・シェアリングが重要となる。そのため、ガス会社や地元政府が、先住民のためにトナカイの肉の加工工場を建設するなどして、その輸出にも協力している。

ロシア北方航路

ロシア北方航路には欧州とアジアを繋ぐトランジットと領域の内外を繋ぐデスティネーションがある。もともとはスエズ航路より距離が短いということでトランジットが期待されていた。実際、2010年から2013年まではトランジットも輸送量を伸ばしていたが、2014年にはロシアによるクリミア併合もあって激減する。また、北方航路はロシアの排他的経済水域であり、ロシアの原子力砕氷船のエスコートが必要とされ、そういうことを嫌つてトランジットはあまり発展しなかった。

他方でデスティネーションの輸送量は急増した。ヤマルから1,650万トンのLNGが輸出されるようになったからである。しかし、その伸びも最近は頭打ちになっている。

連邦財政への貢献度

北極域に含まれる10の地域が、全体として連邦財政にどれくらい貢献しているのか。連邦財政に収める税収を総寄与度とし、それから連邦政府から受ける補助金を引いた北極域の純寄与額はかなり大きい。北極域からの税収が非常に大きいからである。人口の6.2%しか住んでいない北極域の総寄与額が全国に占める割合は33.6%にも達している。

連邦政府から受ける補助金が大きいサハ共和国だけを見ても、従来は補助金の方が多かったが、近年は石油の生産が伸びて連邦財政への貢献の方が大きくなってきた。これは石油生産が連邦の財政にどれだけ貢献するかを示している。その意味で、ロシアにおける北極域開発は非常に重要なものであることが分かる。

2022年以降の変容

2022年以降、石油・ガスの国際取引に大きな転換が生じた。2021年と23年を比較すると、石油の輸出総量はそれほど変わらないが、輸出先は中国が30.2%から44.5%、インドが1.7%から34.0%まで増加した。天然ガス（パイプライン輸出）の輸出総量は半減し、輸出先もEUの65.6%から26.9%に対して、中国は3.8%から22.3%になっている。

西側への輸出が減少し、その関与も縮小したこと、これまでの石油・ガスの輸出に基づくロシアの成長メカニズムは終焉したのではないか。そうであれば、ロシアが北極開発を進める可能性と必要性は大幅に縮小する。また、経済制裁により開発に必要な西側の技術協力も得られなくなっている。

ロシア北方航路についても、2022年に新しい計画を発表しているが、ヴァストーク・オイルの石油開発、アクティック LNG-2 の天然ガス開発も困難となっており、計画の実現は難しいのではないか。

まとめ

ロシアにとって石油・ガス開発は重要で、輸出先であった日本を含む西側と一緒にになって開発をしてきたが、そういう時代は終わった。したがって北極域とどう向き合っていくべきなのか。まず、ロシア以外の北極域の関係は今後も続くだろう。また、地球温暖化が進む中で、資源のフロンティアとしての北極域の重要性も変わらないだろう。こうした北極域への関心を持ち続ける必要があると考えている。

報告③ 齋藤大輔「プーチンの東方シフトで変わる シベリア鉄道とバム鉄道」

バム鉄道とシベリア鉄道

ちょうど7月8日は、バム鉄道（バイカル・アムール鉄道）の着工50周年だった。開発当初の沿線開発の遅れや経済混乱などの困難を乗り越えて、バム鉄道は東方シフトが加速する中で大きく変わろうとしている。

バム鉄道は、タイシエトとソビエツカヤガワニを結ぶ全長4,287kmで、40%が複線化、33%が電化され、今も拡張工事中である。輸送量に関しては、50周年記念式典でプーチン大統領は4,200万トンと述べている。

他方、1916年に開通したシベリア鉄道は、モスクワとウラジオストクを結ぶ全長9,289kmで全線複線化・電化されており、輸送量は約1.3億トンという欧州ロシアと極東・シベリアを結ぶ「大動脈」として機能してきた。

タイシエト以西のシベリア鉄道には脱線などの事故や洪水の際にバイパスとなる支線が存在するが、タイシエト以東（東部区間）はシベリア鉄道とバム鉄道しかなく、また、これまでバム鉄道はシベリア鉄道のバイパスとしては不十分であった。

ロシアの貿易地域の変化と貨物量

これまでの報告にもあったように、ロシアのウクライナ侵攻後、ロシアの貿易相手は欧州からアジアに大きくシフトした。これに伴って、極東地域の港湾の輸出入貨物量は、2004年の7000万トンから2023年の2億3,800万トンへ3.4倍に増加し、港湾貨物量に占める極東の港湾のシェアも16%から27%に拡大するなど、極東の港湾は西部の主要港を補完する役割から名実ともに東の玄関口となった。

こうした極東の港湾の主たる役割は資源の輸出であり、貿易の80%を輸出が占めているという特徴を有する。これに伴って、プーチン政権が取り組んできたのは東部区間の輸送量の拡張であった。2018年の大統領令で、輸送力を2024年までに1.8億トンという指示を出したので、現在は受刑者や学生を数万人規模で動員して突貫工事がなされている。

今年4月に政府指令として出された2035年までの計画によれば、3兆ルーブルかけて、2030年までに2.1億トン、2035年までに2.7億トンに拡張することになっている。拡張余力のあるバム鉄道の複線化の工事を中心に進められるであろう。

極東港湾の役割と今後の展開

極東の港湾からどんな貨物が輸出されているかといえば、石炭64%、コンテナ16%、石油製品8.4%などであり、ロシア鉄道全体の貨物で石炭がしめる割合29.4%と比べても石炭の割合が高いのが特徴である。

ロシア政府による輸送力拡大に比して、民間が行う港湾整備のスピードの方が速い。そのため、港湾の能力や需要の拡大に輸送力が追いつかないため、極東の港湾を利用したいというロシア企業の需要に対して、輸送できない貨物が1億トン以上もある。

そうした中、2022年に大手採炭会社が独自で石炭輸出のための鉄道建設に着工した。この「太平洋鉄道」は2027年に開業して、エリガ炭鉱からチュミカンまで年間3,000万トンの石炭を輸出する計画である。

東方シフトで高まる重要性

侵攻から2年たって、ロシア企業はアジア・シフトをしてきた。そうした2年間の試行錯誤の結果、ロシア企業はますます極東に着目している。インドや中国などに向けた貨物を極東の港湾から出す方が利益率も高く、企業にとっては合理的だからである。

こうしてプーチン政権は輸送力の拡張に努力してきたが、侵攻と制裁で東方シフトが一段と加速することで、さらなる輸送力の拡張に迫られているのである。

コメント① 丸川知雄

私の専門は中国だが、この『ロシア極東・シベリアを知るための70章』を手にして、自然や民族など知らないことばかりで興味や憧れをかきたてられた。

先ほどの服部先生の報告で、ロシアの東方シフトの中で、第三の首都を東方に建設すべきだという意見があると聞いて、ブラジルの首都をリオデジャネイロからブラジリアへ遷したことを思い出した。ブラジルの人口も海岸に張り付き、また欧州の端っこであるとの意識を持っていたのを、南米の中央に進出してアマゾンを開発しようと内陸へ首都を遷した。単なる地理的な重点の問題だけでなく、文化的な意識を変えるという意味で、ロシアが欧州の端っこではなく、大陸国家になろうということは腑に落ちるものがあった。

ロシアの東方シフトは、中国にはどう映っていたのかといえば、遡れば1950年代、60年代は友好国ではあったが警戒の対象でもあった。ロシアに接する黒竜江省に「生産建設兵団」という屯田兵みたいなものを配置した。ソ連崩壊の頃は、中国から極東やシベリアへの違法移民やロシアからの買い付け人などがあり、混乱の中に人的交流が深まった面がある。

さて、中国についていえば、黒竜江省あるいは東北全体の経済は大きく沈み、例えば黒竜江省の一人当たり域内総生産は下から2番目となっており、人口も南の方へ流出している。そうなると、東方シフトするロシアの片思いになりかねないのではないか。

今、中国やインドはロシアから安くエネルギーを輸入するチャンスであるが、グリーントランスマーケーションを率先して進める中国の立場としては、これを機に化石燃料を大量に消費する社会に戻るのは好ましくないであろう。

極東・シベリアでは地下資源を削り取るような開発が行われてきたが、おそらくこの地域の経済的価値はそれにはとどまらないだろう。この地域がアジアとの交流の中で、石油、ガス、石炭以外の価値、例えば観光などを

見出していくという方向に向かうべきだ。現在は戦争の影響で、新しい価値の発掘は困難かもしれないが、願わくはこの状況が好転して、新たな価値を見出す機運が高まればよいと考えている。

コメント② 新井洋史

それぞれのご報告を踏まえて以下のような質問をしたい。

一つ目は、結局のところ極東・シベリアや北極域の存在はロシアにとって得なのか損なのかという質問である。今日の報告者は経済の専門家なので、軍事安全保障面の意義は別として答えてほしい。極東・シベリア開発がロシアにとって重荷になるという議論もある。広大な地域に点在する町で住民の生活を維持するには膨大なコストがかかるが、その街を拠点として奥地の開発が可能となって十分なリターンがあるのなら、それは重荷ではなく単なる投資なのではないだろうか。

二つ目は、極東・北極開発省の話が出てきたが、極東と北極をひとまとめにした役所というのが混乱することなく機能するのか。そもそも極東・シベリアと北極域は、重なっているところもあるが、必ずしも同じではない。それぞれの重なる部分と重ならない部分を考えたとき、それをどう整理して考えるべきか。

三つ目の質問として、今日は北海道で開催されていることもあり、北海道にとってのインプリケーション（背後にある意義）には、どういうものがあるだろうか。現在の状態、さらにロシアの東方シフト、中国に接近する中でどんなことが考えられるのか。

四つ目として、2035年に鉄道整備が終わって2億7,000万トンの輸送力が整ったとして、中国も脱炭素、脱石炭を進めて石炭輸入が減少するとすれば、無駄な投資になるのではないか。そうした危惧について議論はあるのか。極東の港ではなく、中ロ国境に向けて鉄道を整備した方が、距離は短いので少ない投資で済むのではないか。

○ディスカッション

高田（コーディネーター）：まず、今の新井先生の質問から、最後の鉄道に関する質問について斎藤先生からお答えください。

斎藤：仮に中国の石炭の輸入量が減ったとしても、新たな輸出先は見つかるだろう。ロシアが力を入れているインドや東南アジアなどへの輸出も考えられる。また、ロシア人の発想としては、石炭が輸出できなくなれば、それに代わるものは必ず出てくると考えているのではないかだろうか。

高田：極東と北極を管轄する発展省なるものが、かえって行政を混乱させるのではないかという質問については。

服部：北極を加えた体制が何年か続いているので、それなりに機能しているのではないかだろうか。

斎藤：混乱するのではないかとの懸念は理解できるが、私が発展省をウォッチしている限りでは分担ができるいて、それほど混乱していないとの印象を受けている。

高田：北海道にとってのインプリケーションについてという質問はいかがか。

服部：2年前に北海道大学に赴任して以来、北海道とロシア極東との地域交流に关心を持ってきた。それまでも

北海道の自治体が、ロシアと積極的に姉妹都市交流をやってきたことは知っていた。そのためウクライナ侵攻後の交流や民間ビジネスの苦悩も理解できる。こういう時だからこそ民間あるいは地域間の交流を続けていこうという人も多いけれど、現実はままならないということを実感している。

田畠：現在の状況の中で北海道ができるることは少ないが、北極域と北海道とは共通の課題について協力してきたし、これからも協力できるだろう。

高田：新井先生の最初の質問は、極東・シベリアの存在はロシアにとって得か損かというものだった。これについてはどうか。

服部：ロシアの東方への全振りというのは、一つには現実の追認であり、もう一つは虚勢でもあるわけで、本当にそうなるかは本人たちも半信半疑ではないだろうか。そうした中で、極東・シベリアを維持していくことが、結果としてロシアにとって得だとしても、そこに住む人たちにとって幸せなことかといえば大問題だと思う。

田畠：今まで石油・ガスだけを考えても、ものすごく得だった。今後は新規の開発はないとしても、こうした状況は当面はしばらく続くであろう。丸川さんの「石油・ガスに代わるものはないか」との質問にも関するが、石油・ガス以外にもレアメタルなどの資源もあるだろう。また、斎藤さんも私も輸送がネックになっているという話をしたが、これは極東・シベリアはアジアと欧州を結ぶ通り道としての価値があるということだ。得か損かという話では、そこに住んでいる先住民の人たちがいて、そこに住んでいる彼らに得か損かという話をしても意味はないであろう。

高田：次に丸川先生のコメントに対するレスポンスをお願いします。

服部：斎藤さんの方が詳しいかもしれないが、中国東北地方、黒竜江省が経済的に落ち込んでいるということだが、だからこそ国境地域交流に期待しているのだろう。

資源以外の価値で言えば、シベリアの森林がもっている二酸化炭素を吸収する価値というものもある。また、先ほどの話とかぶるが、意外とデジタル関係の技術者がいるとか、安価な電力資源があるのでとか、あれだけ広大で個性豊かな地域であるので、いろいろな価値を見出すことができるだろう。

高田：議論は途中かもしれません、時間もおしてきたのでフロアから質問をとりたい。

フロアからの質問①：第二シベリア鉄道とも呼ばれていたバム鉄道の輸送量の拡大についての話を伺ったが、旅客の輸送はどうなっているのか。

斎藤：バム鉄道に関しては、貨物輸送がメインになっていて、旅客は1割もあればいいという状態だ。日本のJRの場合は旅客が主で貨物は従であるが、ロシア鉄道の収益構造は真逆で貨物が主であり、今後とも資源貨物の輸送がメインとなるだろう。

高田：ここでZOOMからも質問をとる。服部先生への質問で「内政レベルで東方シフトを支える動きはありま

すか。最近、クレムリンの高官が地方へ移動しましたが、権力を有する人材が極東・シベリアに送り込まれる動きはあるか」。

服部：最近は内政のフォローはできていないが、直感的に思うのは東方シフトという大きな掛け声の下で、さまざまな地域がそれに乗っかって地域の課題を解決しようとする動きにはなるだろう。

齋藤：内政ではないが、国営原子力企業のロスアトムが、極東・シベリアで力を持ち始めていると感じている。最近のプーチン外交ではガスに代わって原子力が武器に使われている。中国およびベトナムを訪問したプーチンに、ロスアトムの幹部が同行して原子力協力の話をしている。突然、ウラジオストク商業港を買収したのもロスアトムである。

質問②：ロシアから天然ガスを買っていた西側諸国はその代替をどこから得ているのか。先日、東京でユーリ・ノルシュテインというロシア人アニメ作家の映画を見たが、そこではウクライナ戦争について、日本のニュースとは違うものであった。日本ではウクライナ戦争について、西側寄りに偏った報道がなされているのだろうか。

田畠：原油については、西側は中東から輸入している。インドが中東ではなくロシアから輸入しているので、バランスはとれているようだ。天然ガスについては、いろいろなところから輸入しているが、米国からの輸入がかなり増加している。

齋藤：EUはパイプラインによる天然ガスの輸入を少なくしているが、LNGは制裁対象外なので、EUも日本も引き続きロシアから輸入している。

EUは石炭を輸入禁止にしたので、代わりにオーストラリアやインドネシアから石炭を輸入している。そのため買い負けたインドがロシアから石炭を輸入している。

高田：ウクライナ戦争に関する日本の報道は偏っているのではないかという質問についてはいかがか。

服部：ユーリ・ノルシュテインの発言は独特なもので、ロシアの知識人の空気感とも異なる。ロシアでは日本とは異なる報道がなされているのは事実であるが、ロシアの中で正確な情報をとることは困難である。

高田：ZOOMで田畠先生への質問が来ている。トランジットのみが伸びるという状況だと、極東・シベリアでも資源があるところのみが発展し、それ以外は放置されるということが考えられると思うが、現状はどうなっているのか。

田畠：現状はそのとおりだ。北方航路は普通の船ではなく、アイスクラスの船（耐氷船）を使用するなどのコストもかかるので、採算がとれるものしか運べない。当然、資源のあるところから運ぶことになる。

高田：次は、「明治時代にシベリア鉄道が伸びてくるとき、大津事件が起こるなど日本は恐露症でした。われわれも東方シフトに際し、新たな恐露症に陥る危険はあるのでしょうか」という質問だ。

服部：質問の真意が分かりにくいが、我が国としては自由社会の一員としてG7と連携しながら適切に対応しあくしかないだろう。

高田：最後の質問は「ロシアの資源力を考えれば、日本がそれに依存することは十分考えられる。ならばこそ、米中ロに対して中立的な立ち位置にいるべきだと思うが、現状はそうではない。そこはどう考えるべきか」というものだ。

服部：個人的には、ロシアによるウクライナ侵攻を許容せずに適切に対抗すべきであり、そのためにはG7で合意した制裁の枠組みを可能な範囲で進めていくという以外の選択肢が日本にあるとは思えない。

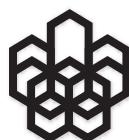
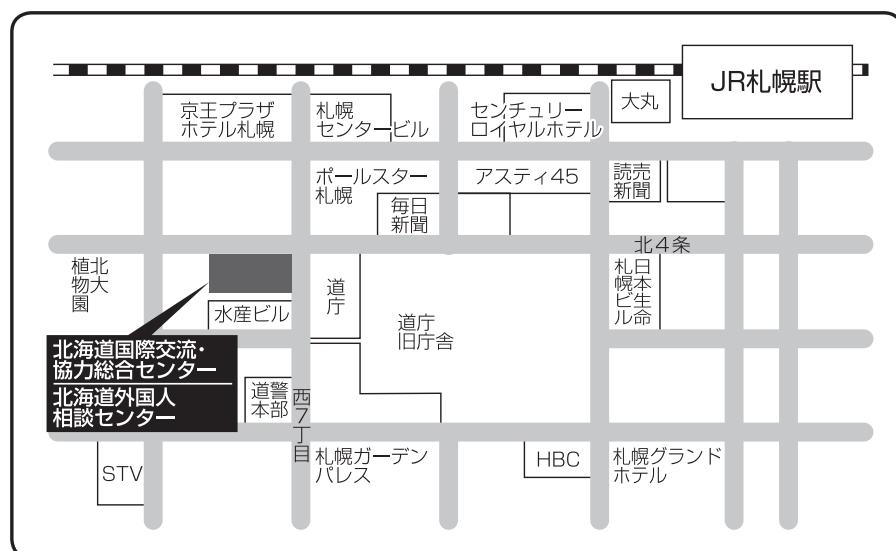
齋藤：私は、その意見には賛同できる。しかし、岸田政権で唯一ブレていない外交政策は対口政策だけで、G7のなかでも強硬な方である。

先ほどの恐露症とも関連するが、日本のビジネス界は制裁以上に自己制限をしている。経産省が制裁対象外ではビジネスは可能だと言っても、ロシアには売りませんというメーカーが多い。こうした過度な反応は見直していく必要があるだろう。

西側の中でも中立的な立場の国があるかといえば、少なくともプーチンは、イタリアと韓国を強烈な反口でもなく、だからといって友好国でもない国と見ているようだ。

高田：議論がだんだん面白くなってきたところだが、時間をかなり超過しているので、ここでセミナーを閉じたいと思います。

発行年月 令和6（2024）年9月
発行・編集 公益社団法人
北海道国際交流・協力総合センター
印 刷 旭プリント株式会社



公益社団法人
北海道国際交流・協力総合センター
HIECC/ハイエック

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 (道庁別館12階)
TEL: 011-221-7840 FAX: 011-221-7845
URL: <http://www.hiecc.or.jp> E-mail: hiecc@hiecc.or.jp

